



第3期三種町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 (案)

思いやりと 支え合いで
“あんしん”を育む 福祉でまちづくり

令和2年 月

三種町

三種町社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨等	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 地域福祉	2
(3) 計画における「地域」の考え方	3
2 「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」とは	4
3 福祉に関する国の主な動き	5
(1) 地域福祉に関する国の動向	5
(2) 社会福祉法の改正	6
(3) 関連法の創設・改正	7
4 計画の位置付け	8
5 計画の期間	9
6 計画の策定体制	9
第2章 第2期計画における取組みの振り返り	10
(1) 事業評価について	10
(2) 評価結果	10
(3) 総合評価	14
第3章 三種町の現状と課題	15
1 各種データから見た三種町の現状	15
(1) 人口・世帯数等の推移	15
(2) 人口動態	17
(3) 介護保険認定者の状況	18
(4) 障がい者の状況	19
(5) 生活保護の状況	20
2 各種調査等	21
(1) 福祉専門職等を対象としたアンケート調査	21
(2) 福祉関連団体等へのヒアリング調査	26
3 地域福祉を取り巻く課題	31
第4章 三種町が目指す地域福祉の姿	32
1 基本理念	32
2 基本目標	33
3 計画の体系	34

第5章 施策の展開	35
基本目標 1 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり	35
施策 1-1 包括的な支援体制の構築	35
施策 1-2 生きづらさを抱える人への支援	37
基本目標 2 安心を高める、サービスの基盤づくり	39
施策 2-1 多機関の連携・協働によるサービスの向上	39
施策 2-2 適切で利用しやすいサービス提供の推進	41
基本目標 3 地域で支え合い、助け合う関係づくり	43
施策 3-1 福祉教育の推進	43
施策 3-2 住民同士の支え合い活動の推進	45
基本目標 4 住み続けたいと思える、安全で安心な地域づくり	47
施策 4-1 防災・防犯の地域づくり	47
施策 4-2 暮らしやすい地域づくり	49
第6章 成年後見制度利用促進計画	51
1 背景	51
2 計画期間	51
3 成年後見制度利用促進に向けた施策	52
(1) 権利擁護のための地域連携ネットワーク及び中核機関の整備	52
(2) 市民後見人の育成・活動の推進	53
(3) 成年後見制度の利用支援	53
①町長申立て	53
②費用助成	53
第7章 計画の推進にあたって	54
1 計画の周知・啓発	54
2 協働による推進体制	54
(1) 町・社会福祉協議会の連携強化	54
(2) 関係機関との連携強化	54
3 計画の進捗状況の管理・評価	54
資料編	55
1 計画策定の経過	55
2 三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	56
3 策定委員会委員・作業部会員・事務局名簿	58
4 用語解説	60

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

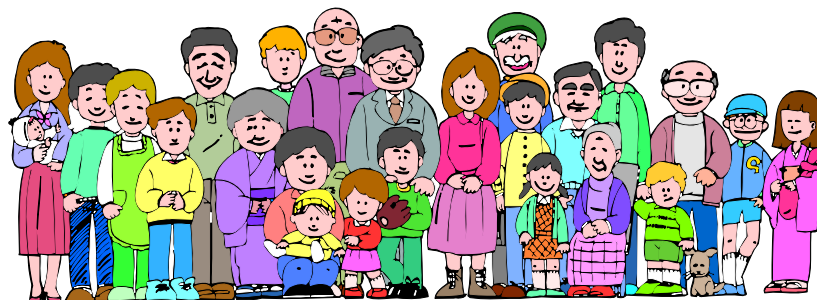
近年、本格的な少子高齢化及び人口減少社会の到来、核家族化の急速な進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、かつてあった地域での人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域内での支え合う力が弱まり、地域で孤立して生活する人が増加しています。

また、支援が必要な高齢者、特に一人暮らし高齢者の増加や高齢者等の孤独死、引きこもり、子育て家庭の孤立、貧困、児童虐待など、地域で起こる福祉課題は複雑かつ深刻化しており、これまでの公的サービスだけでは十分な対応が難しくなっており、サービスの隙間、制度の狭間を埋める取組みが必要となってきています。

そのような中、三種町の現状をみると、地域福祉を担ってきた民生児童委員やボランティア団体、そして自治会活動の担い手も高齢化が進み、今後、新たな担い手をどう育成していくかということが大きな課題となっており、これからの地域福祉のあり方として、町と社会福祉協議会だけで推進していくのではなく、地域住民や関係団体・事業者等と連携・協力して対応していく必要があります。

三種町と三種町社会福祉協議会では、地域福祉の推進に連携して取り組むため、平成22年より行政計画である「地域福祉計画」と社会福祉協議会が民間の活動計画として定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、様々な施策に取り組んできました。

本町を取り巻く現状を踏まえ、誰もが地域の中で孤立したり、差別や排除を受けることなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、引き続き地域福祉の取組みを着実に進めていくため「第3期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「第3期計画」という。）を策定します。

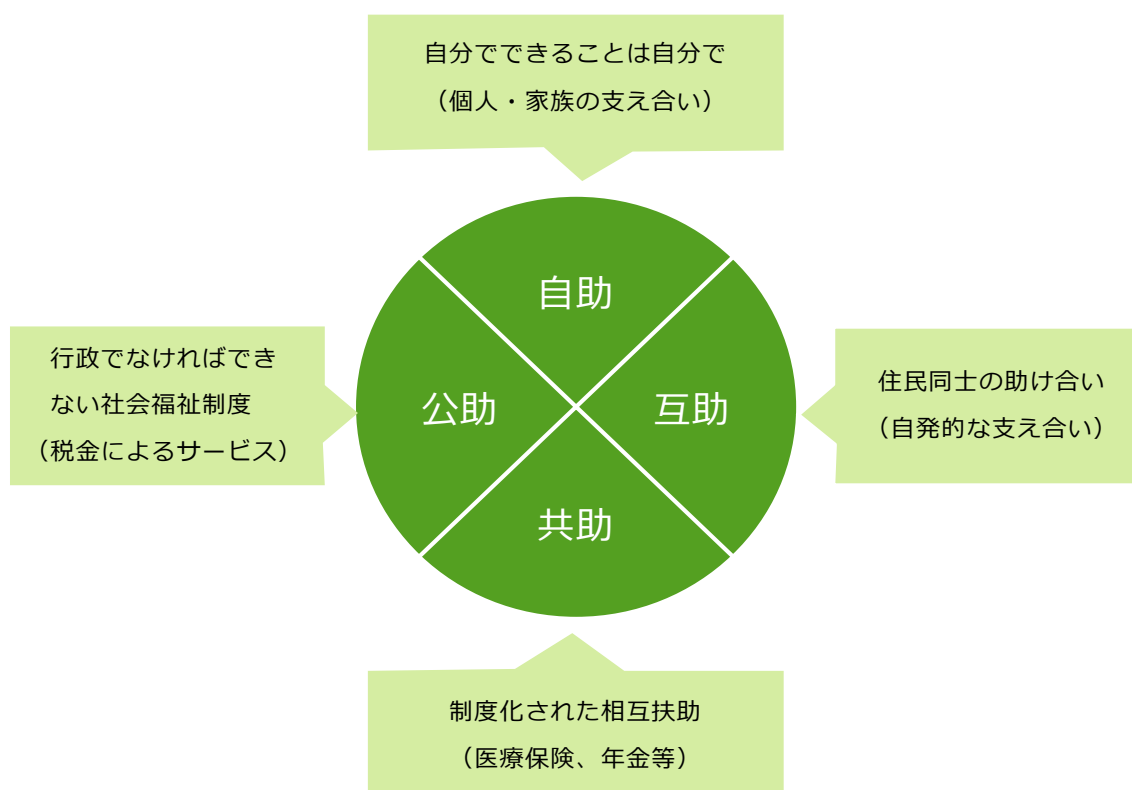


(2) 地域福祉

地域福祉とは、住み慣れた地域で、家族、近隣の人々、知人等との関係を保ち、自分の能力を生かしながら、自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域住民や公民の福祉関係者が相互に協力して地域の生活課題・福祉課題の解決に取り組む考え方をいいます。

地域の中には、高齢者、障がい者、子育てや介護、病気等で悩みを抱えている人など様々な人が生活しており、それぞれの悩みや問題全てを本人や家族だけ、あるいは既存の公的サービスや民間のサービスだけで対応することは困難です。

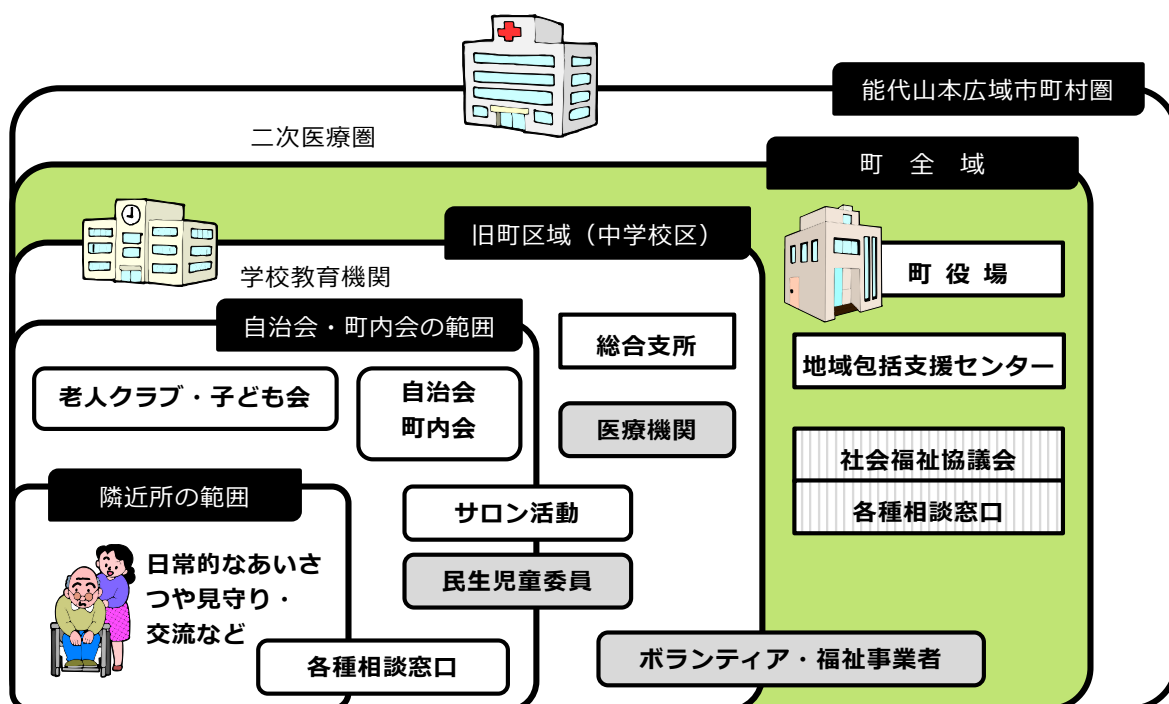
生活を営む場所としてのこの地域が、住民にとって住みよい場所となるためには、公的な支援や福祉サービスといった「**公助**」だけではなく、家族を含めた自らの力で問題を解決する「**自助**」や、隣近所や住民同士で助け合う「**互助**」、地域で組織的・制度的に支え合う「**共助**」のそれぞれの働きが機能し、バランス良く連携・協働する仕組みの構築が重要になります。



(3) 計画における「地域」の考え方

地域福祉を推進していくに当たっては、旧町の区域や自治会・集落等の範囲、あるいは「向こう三軒両隣」といった言葉で表現される隣近所の範囲など、各生活圏域での様々な課題に応じて「地域」を重層的に捉えていく必要があります。そして、それぞれの「地域」の持つ機能や社会資源（関係団体、事業者、人材等）等を踏まえながら、最も適した地域福祉活動の取組みを展開していくことになります。

こうした地域の考え方を「福祉圏域」といいます。



2 「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的に市町村が策定する行政計画です。高齢、介護、障がい、児童など各福祉分野における計画の上位計画として位置付けられます。

一方、「地域福祉活動計画」は、同法第 109 条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が主体となり、住民、地域福祉関係者、社会福祉事業者等が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画です。

両計画は、共に地域福祉の推進を目指すものであり、その策定に際しては、内容や策定過程を共有するといった相互連携が重要となります。また、施策等をより効率的・効果的に実施していく観点からも、三種町では、両計画を一体的に策定しています。

◆ 社会福祉法（抜粋） ◆

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 福祉に関する国の主な動き

第3期計画を策定するに当たっては、地域福祉を取り巻く状況だけでなく、国が目指す『**地域共生社会の実現**』に向けた取組みも踏まえて、目標や施策を検討していく必要があります。

(1) 地域福祉に関する国の動向

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、誰もが活躍できる一億総活躍社会をつくるための具体的な取組みの1つとして、『地域共生社会の実現』という方向性が示されました。

「地域共生社会」は、「子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会」と定義され、制度ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、支え合いながら、自分らしく生きていける地域コミュニティの仕組みを構築していこうというものです。

また、地域共生社会の実現に向け、平成28年7月に厚生労働省に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、その部会である「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（略称：地域力強化検討会）」において、具体的な検討が進められてきました。

そして、平成29年9月に最終報告が公表され、次の5つの視点を重視しながら地域共生社会を目指すことが方向性として示されました。

今後の方向性

- ◆それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦〈共生文化〉
- ◆全ての地域の構成員の参加・協働〈参加・協働〉
- ◆重層的なセーフティネットの構築〈予防的福祉の推進〉
- ◆包括的な支援体制の整備〈包括的支援体制〉
- ◆福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造〈多様な場の創造〉

(2) 社会福祉法の改正

「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」及び「地域力強化検討会」での検討を経て、平成 29 年 6 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において社会福祉法の一部改正が行われ、平成 30 年 4 月に施行されました。第 3 期計画の策定に際してポイントとなる改正の概要は、次のとおりです。

①地域福祉の理念（第 4 条第 2 項） *新設

地域住民等は本人及びその世帯に着目し幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意することとされました。

②地域福祉推進に関する国・地方公共団体の責務（第 6 条第 2 項） *新設

国・地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関の連携等によりその解決を図る施策その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

③包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3 第 1 項） *新設

市町村は、次の取組みを通じて包括的な支援体制の整備の推進に努めることとされました。

〈第 1 号〉

- ◆地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ◆地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ◆地域住民等に対する研修の実施その他の地域福祉を推進するための環境の整備

〈第 2 号〉

- ◆地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題への相談に応じ、情報提供及び助言を行い、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

〈第 3 号〉

- ◆多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

④市町村地域福祉計画（第 107 条） *改正

地域福祉計画は、高齢、障がい、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置付けられました。

(3) 関連法の創設・改正

第2期計画の初年度である平成27年度に前後して、地域福祉に関する法律が制定・改正されたことにより、新たな政策課題が提示されています。概要は次のとおりです。

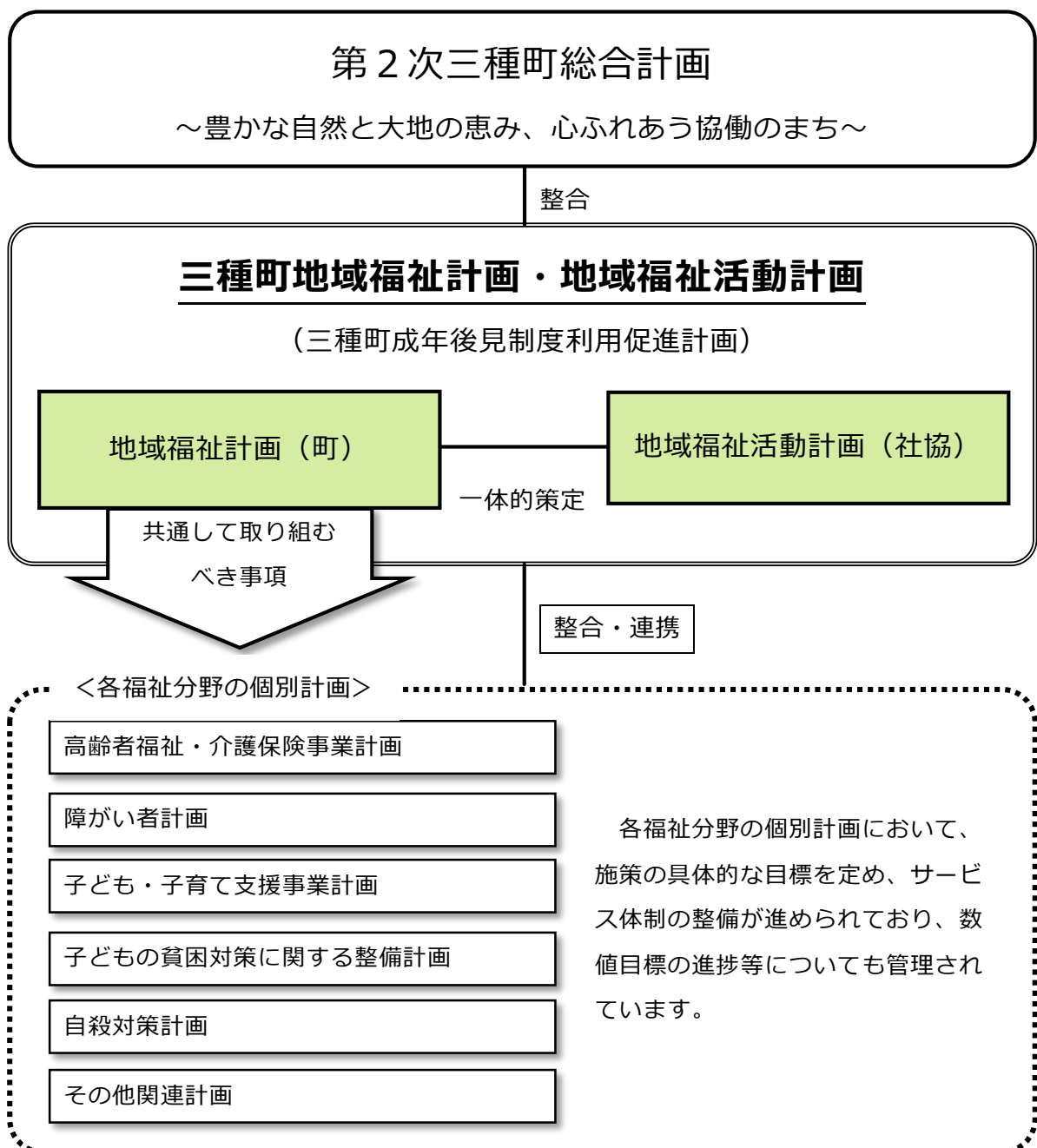
施行	法律名	概 要
平成 26 年 4 月	障害者総合支援法	(障害者自立支援法の改正・改称) 障がい者の定義に難病者を追加、グループホームとケアホームの一元化等
	医療介護総合確保推進法	効率的かつ質の高い医療提供体制、地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護保険法や医療法等を大規模改正
平成 27 年 4 月	生活困窮者自立支援法	生活保護受給者以外の生活困窮者を対象として就職、住まい、家計など暮らしに関する支援の提供等。市町村計画の策定は法定化されていないが、国通知等では地域福祉計画との一体策定を推奨
	介護保険法	(改正) 在宅医療・介護連携の推進等の地域支援事業の充実、予防給付の地域支援事業への移行等
	子ども・子育て支援法	幼稚園、保育所等の費用を「教育・保育給付」として一元化、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定等
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法	障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、差別解消支援地域協議会の設置等
	自殺対策基本法	市町村における自殺対策基本計画の義務化、都道府県等の「地域自殺対策推進センター」設置等
	5 月 成年後見制度利用促進法	成年後見制度利用促進に係る基本方針の提示、成年後見利用促進に関する計画の策定や審議会の設置等。市町村計画の策定を努力義務化
平成 30 年 4 月	社会福祉法	(改正) 地域福祉計画の策定・市町村における地域生活課題の包括的支援体制整備の努力義務化等
令和元年 10 月	子ども・子育て支援法	(改正) 全ての3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の幼児教育・保育料無償化等

4 計画の位置付け

本計画は、本町の最上位計画である「三種町総合計画」に基づく福祉分野の上位計画として、地域福祉を推進するための基本的な考え方や高齢者・障がい者福祉、子ども・子育て支援、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めるものです。

各福祉分野の個別計画や教育、防災等の他の関連計画との整合性・連携を図りながら、地域住民の参加と協力を基本として、地域福祉の向上を図ることを目的とします。

〈本計画の位置付け〉



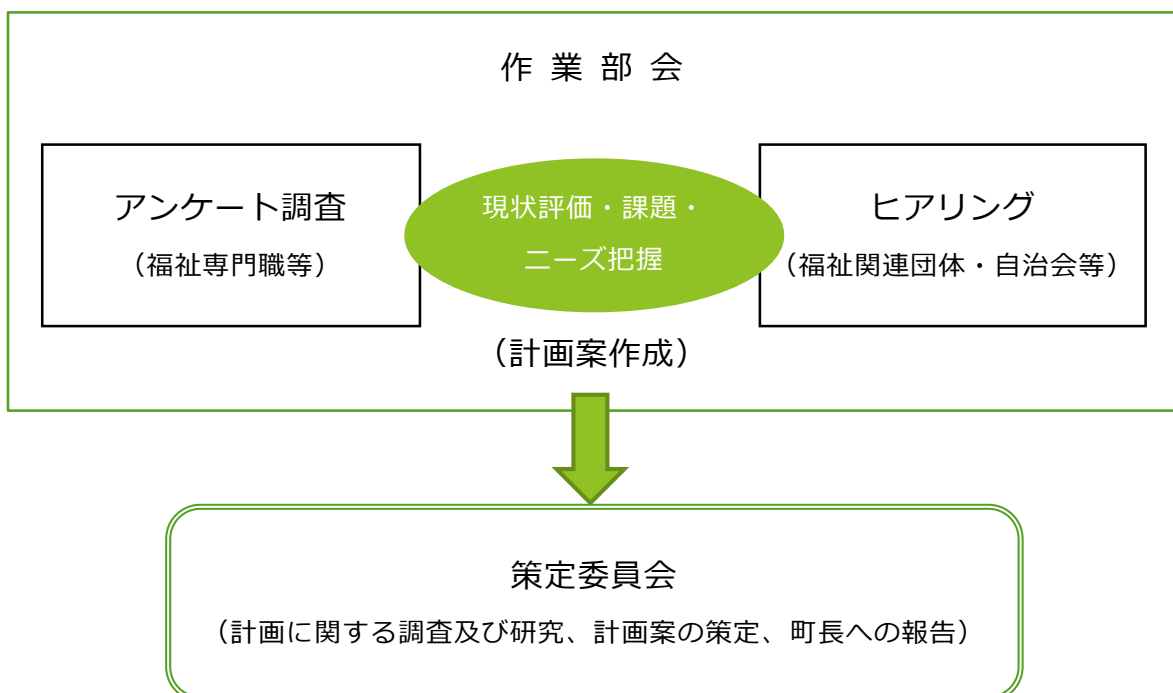
5 計画の期間

本計画の期間は、2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 5 力年とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整、国・県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
第 2 期	第 3 期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画				
			中間年に評価		

6 計画の策定体制

本計画は、福祉専門職や福祉関連団体・自治会等にアンケート及びヒアリングを通じて参画を得た上で、地域福祉に関する識見を有する者で構成する「三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」における検討を経て、策定を行いました。



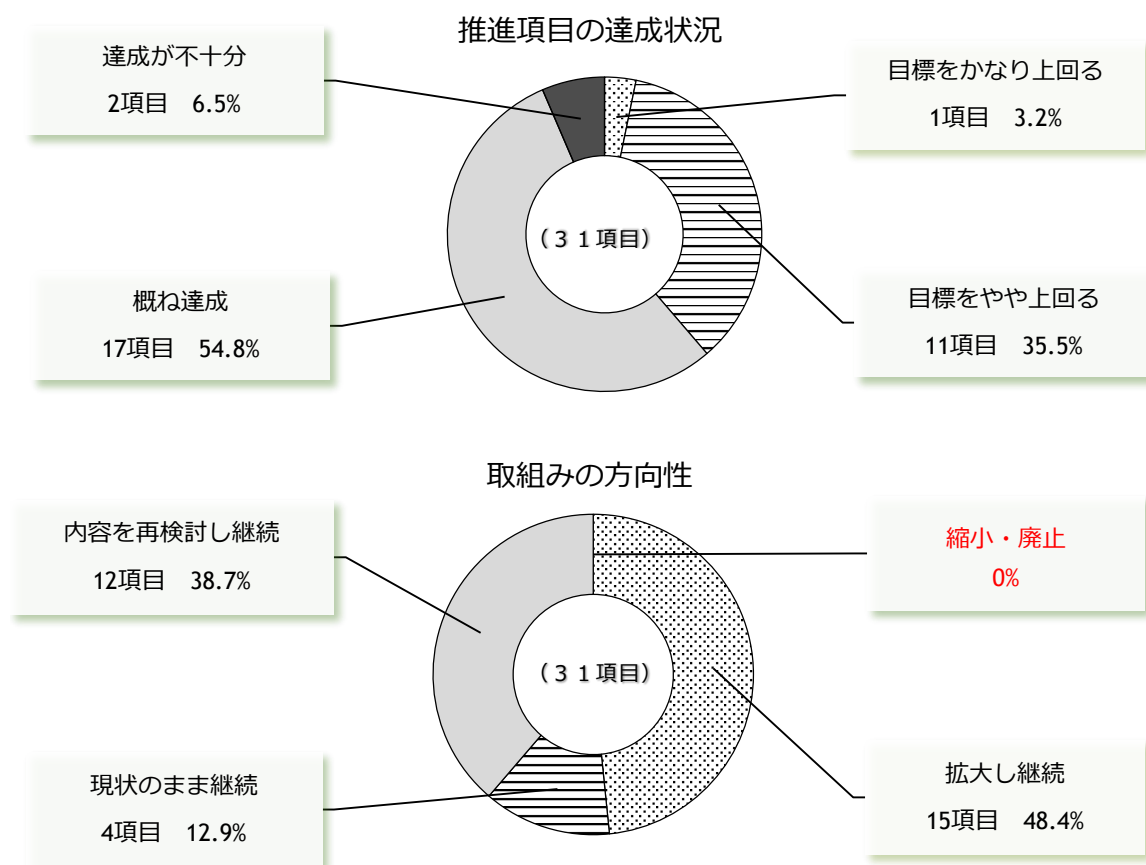
第2章 第2期計画における取組みの振り返り

(1) 事業評価について

平成27年度を始期とする第2期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第2期計画」という。）においては、『“あんしんと共に生きる”福祉でまちづくり～地域福祉推進システムの構築～』を基本理念に据え、基本目標として①みんなで支え合うあんしんの仕組みづくり、②みんなの暮らしを支えるあんしんのサービスづくり、③みんなでつながるあんしんの担い手づくり、④みんなで助け合うあんしんの地域づくりの4つを掲げました。

また、基本目標ごとに推進目標（2つ）と具体的な取組みとして推進項目（3～5）を掲げる構成となっています。この推進項目の達成状況とニーズ、今後の取組みの方向性について評価を行いました。

(2) 評価結果



■第2期計画事業評価一覧

基 本 目 標	推 進 目 標	推進項目	達成状況		
			評 価	ニーズ	方向性
1 みんなで支え合う あんしんの仕組みづくり	(1) 地域福祉相談支援体制の構築	①総合相談支援窓口の整備	★★★★☆ (目標をやや上回る)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		②アウトリーチによるニーズ把握と伴奏型支援の推進	★★★★☆ (目標をやや上回る)	★★★★☆ (高い)	現状のまま継続
		③連携協働の仕組みづくり	★★★☆☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		④コミュニティソーシャルワークを展開するシステムの開発	★★★☆☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
	(2) 生きづらさを抱える方々への支援	①成年後見制度等の推進	★★★★★ (目標をかなり上回る)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		②日常生活自立支援事業等の推進	★★★★☆ (目標をやや上回る)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		③虐待防止活動の推進	★★★☆☆ (概ね達成)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		④生活困窮に起因する多様な問題への支援	★★★☆☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
2 みんなの暮らしを支える あんしんの	(1) サービスの総合確保と質の向上	①情報提供・体制の整備	★★★☆☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		②現状のサービスの検証	★★★☆☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		③サービスの総合確保	★★★★☆ (目標をやや上回る)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		④サービス提供事業所間のネットワーク化の支援	★★★☆☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続

サービスづくり	(2) 生活支援サービスの創出	①生活ニーズの把握	★★★★☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		②新規サービスの創出	★★★★☆ (目標をやや上回る)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		③住民主体の生活支援サービスの創出	★★★★☆ (目標をやや上回る)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		④ボランティア、NPO等の活動の支援	★★★★☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		⑤インフォーマルサービスのつながりの推進	★★★★☆ (概ね達成)	★★★☆☆ (ふつう)	現状のまま継続
3 みんなでつながる あんしんの担い手づくり	(1) 福祉教育の推進	①学校における福祉教育の推進	★★★★☆ (目標をやや上回る)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		②地域における福祉教育の推進	★★★★☆ (目標をやや上回る)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		③福祉専門職に対する福祉教育の推進	★★★★☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		④広報活動による福祉教育の推進	★★★★☆ (概ね達成)	★★★☆☆ (ふつう)	内容を再検討し継続
	(2) 住民同士の支え合い活動の推進	①地域の中核となる人材（世話役・リーダーや協力員）の育成	★★★★☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		②見守りネットワーク活動の推進	★★★★☆ (目標をやや上回る)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		③小地域の支え合い活動の担い手育成	★★★★☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続

4 みんなで助け合う あんしんの地域づくり	(1) 防犯・防災の地域づくり	①住民相互の防犯意識の向上	★★★☆☆ (概ね達成)	★★★☆☆ (ふつう)	現状のまま継続
		②避難訓練(防災訓練)の実施	★★☆☆☆ (達成が不十分)	★★★★★ (非常に高い)	内容を再検討し継続
		③災害時要援護者の把握と避難支援	★★★☆☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		④災害時におけるボランティアセンターの設置	★★★☆☆ (概ね達成)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
	(2) 共生の地域づくり	①心のバリアフリーの推進	★★★★☆ (目標をやや上回る)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		②建物のバリアフリー化の推進	★★☆☆☆ (達成が不十分)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		③地域の支え合い活動の組織化	★★★★☆ (目標をやや上回る)	★★★★☆ (高い)	現状のまま継続

※第2期計画の事業評価は、計画期間中における町の予算や事業資料、社会福祉協議会の各種事業報告書等をもとに、作業部会において分析・評価を行いました。

(3) 総合評価

第2期計画の推進項目の達成状況としては、31項目中「目標をかなり上回る」が1項目(3.2%)、「目標をやや上回る」が11項目(35.5%)、「概ね達成している」が17項目(54.8%)で、「達成が不十分」が2項目(6.5%)となっています。

その主な取組実績としては、地域福祉の総合相談支援窓口(ふれあいあんしんセンター)の増員による相談体制の強化の他、権利擁護分野では、平成28年、社会福祉協議会において「三種町権利擁護センター」を設置し、法人後見業務や市民後見人養成など能代山本管内で先駆けとなる取組みを進めてきました。

また、児童福祉分野では、平成27年度より学校給食費減免を第1子、第2子に拡大するとともに、平成28年度には第2子以降の保育料無料化に加え、福祉医療制度の対象を高校生まで拡大し、子育て世代に対する就学前から就学後までの一貫した支援の強化を図りました。

概ね第2期計画の基本理念や基本目標等に沿って施策を展開することができましたが、マイナス評価であった「避難訓練(防災訓練)の実施」「建物のバリアフリー化の推進」の2つについては、安心安全な地域づくりに欠かせない課題であることから、取組内容を再検討の上、引き続き推進していく必要があると考えます。

また、推進項目の今後の取組みの方向性については、31項目中「拡大し継続」が15項目(48.4%)、「現状のまま継続」が4項目(12.9%)、「内容を再検討し継続」が12項目(38.7%)、「廃止・縮小」はゼロとなっています。

第3期計画で定める目標・施策等は、施策の一貫性及び継続性の観点から、第2期計画を踏襲しつつ、社会福祉法等の関係法令により新たに町・社会福祉協議会に課せられた新たな役割や、地域の現状や将来予測を踏まえながら、地域の中で支援を必要としている人を地域の中ですくい上げ、そして必要な支援につなげていけるよう、全編にわたり必要な見直しを行うこととします。

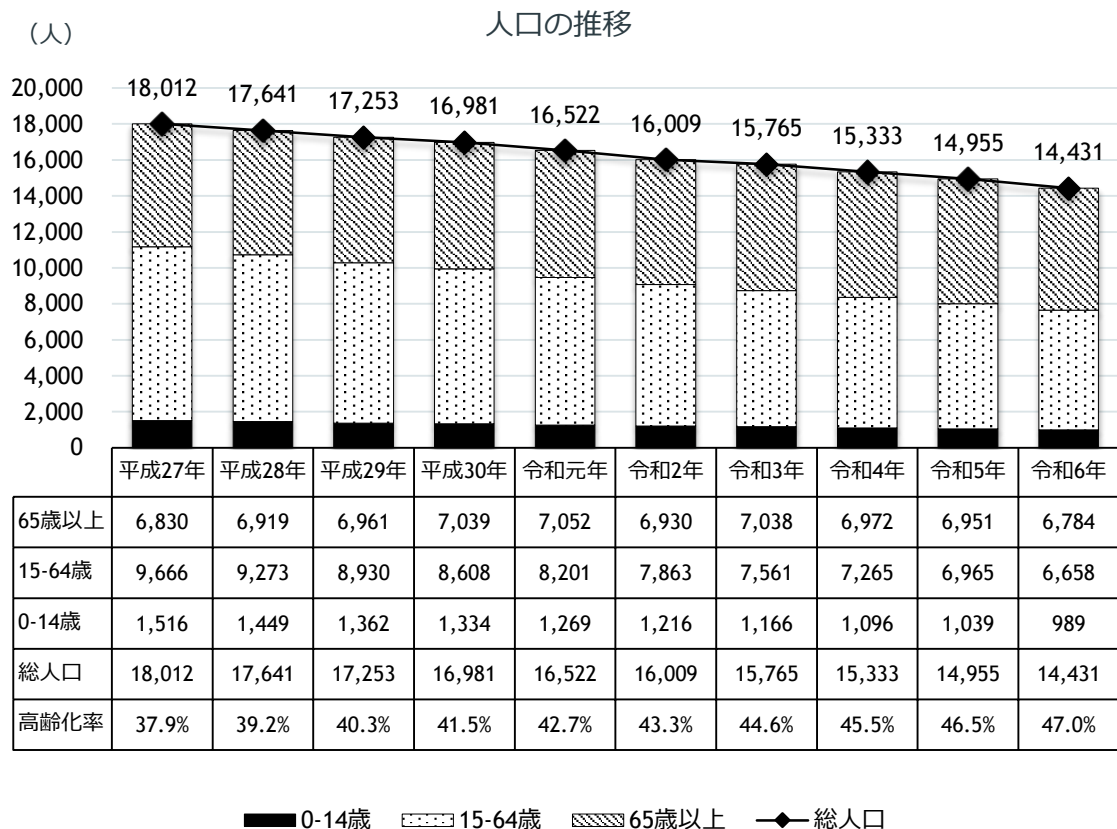
第3章 三種町の現状と課題

1 各種データから見た三種町の現状

(1) 人口・世帯数等の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が続き、令和元年の16,522人から5年後の令和6年には14,431人にまで減少すると推計されます。

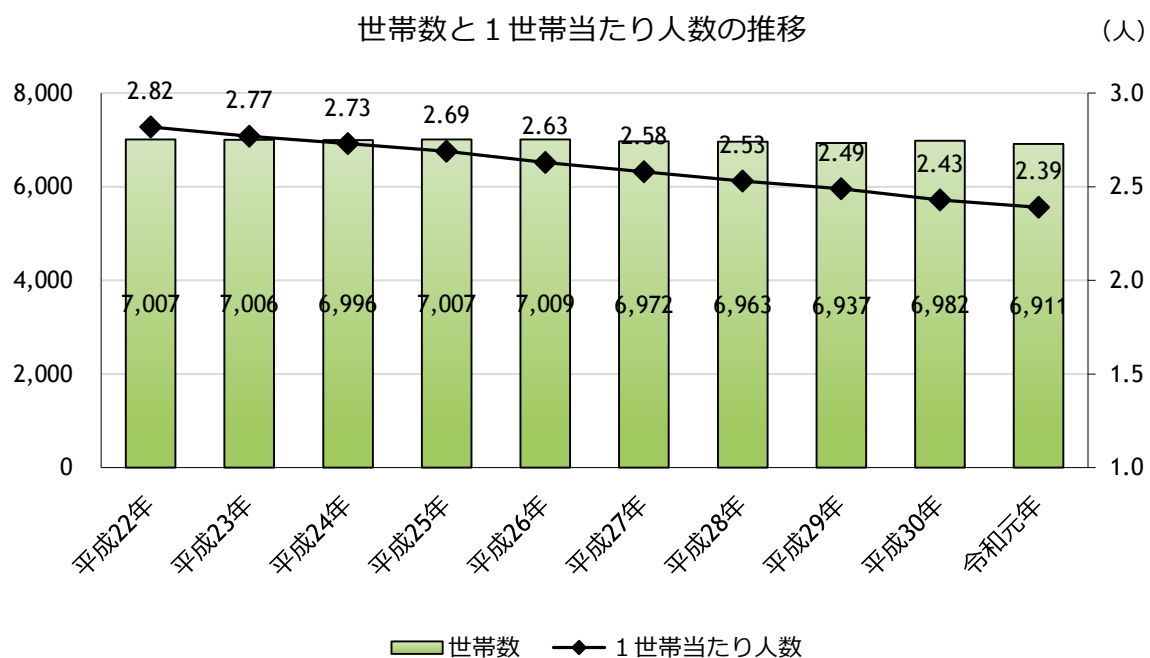
年齢3区分別の人口推移では、令和元年と令和6年推計値を比較すると、0～14歳（年少人口）が280人、15～64歳（生産年齢人口）が1,543人減少し、また、65歳以上の高齢者数については令和元年をピークに減少に転じますが、高齢化率は年々上昇を続けると推計され、総人口が減少する中で少子高齢化の進行が伺えます。



【資料】～平成31年 住民基本台帳（各年4月1日）

令和2年～ 住民基本台帳を用いた独自推計（直近5地点の平均変化率、平均出生率を使用）

本町の世帯数は、平成 26 年の 7,009 世帯をピークに緩やかな減少傾向が続いており、令和元年では 6,911 世帯となっています。1 世帯当たり人数は年々減少しており、核家族化が進行しています。



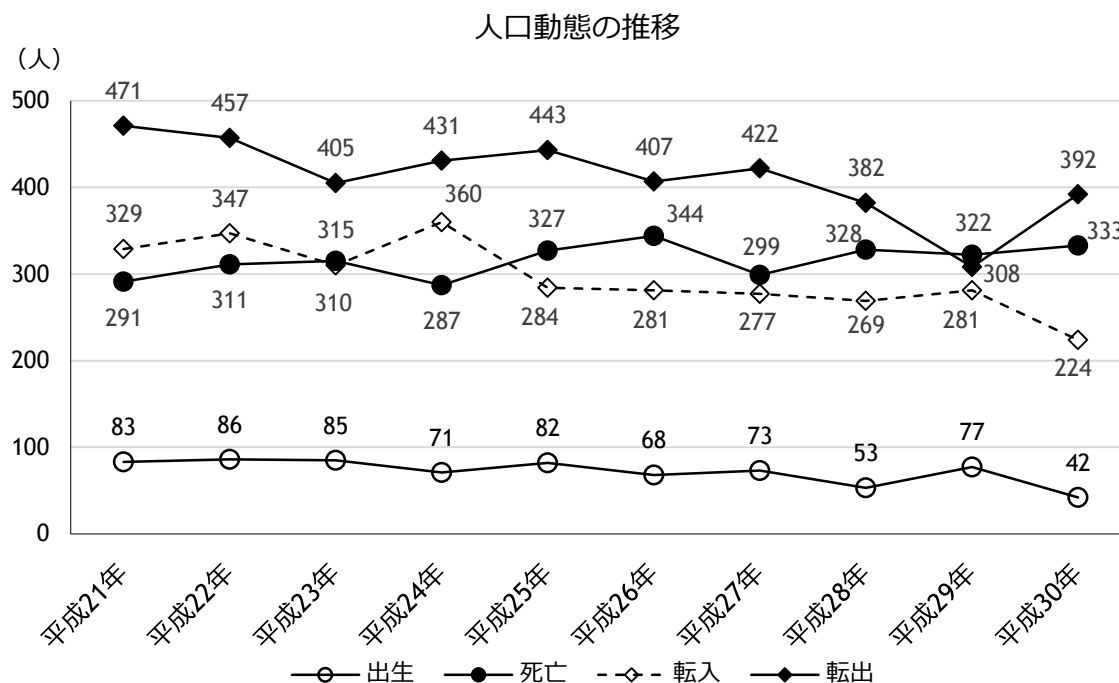
【資料】住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

(2) 人口動態

平成 21 年度以降の人口動態をみると、自然動態については死亡者数が出生者数を大きく上回り、年度平均で 244 人の自然減が続いています。

また、社会動態でも、転出者数が転入者数を大きく上回り、年度平均で 116 人の社会減が続いています。

転出者には、進学や就職などで町外に転出する若年層が多く含まれていると考えられ、こうした若年層の流出が、出生率や母親世代の減少に影響し、自然動態の減にも大きく影響しているものと考えられ、自然減・社会減を合わせ毎年度、平均 359 人の人口減少となっています。

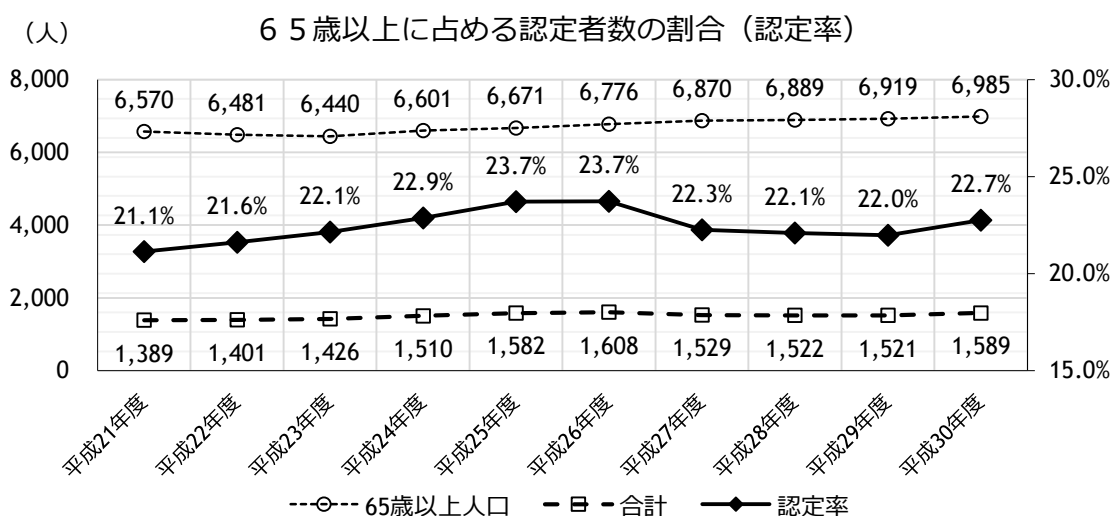
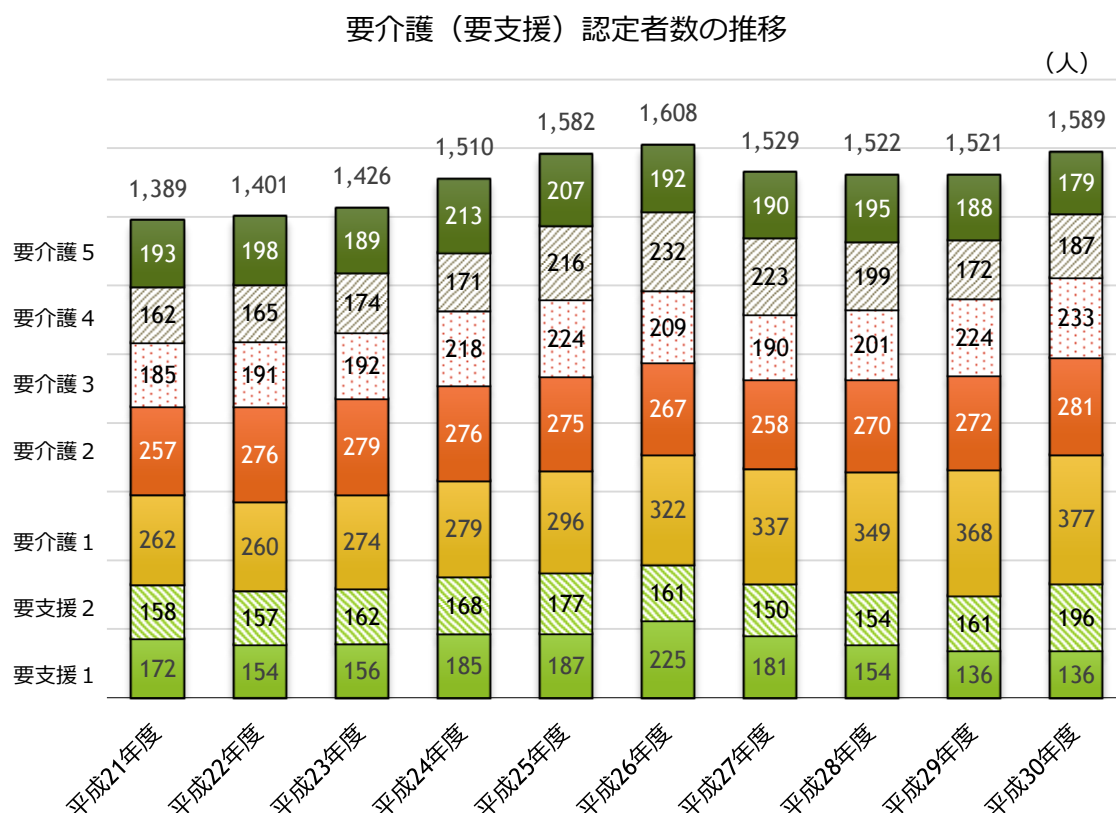


年度	自然動態 (人)			社会動態 (人)			全体増減 (人)
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 21 年度	83	291	▲208	329	471	▲142	▲350
22 年度	86	311	▲225	347	457	▲110	▲335
23 年度	85	315	▲230	310	405	▲95	▲325
24 年度	71	287	▲216	360	431	▲71	▲287
25 年度	82	327	▲245	284	443	▲159	▲404
26 年度	68	344	▲276	281	407	▲126	▲402
27 年度	73	299	▲226	277	422	▲145	▲371
28 年度	53	328	▲275	269	382	▲113	▲388
29 年度	77	322	▲245	281	308	▲27	▲272
30 年度	42	333	▲291	224	392	▲168	▲459

【資料】住民基本台帳 異動事由集計表

(3) 介護保険認定者の状況

要介護（要支援）認定者数についてみると、平成 26 年度までは増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ、平成 30 年度に再び増加に転じています。65 歳以上人口における認定率においても同様の傾向が見られます。また、「要支援 2」「要介護 1」「要介護 3」の区分で認定者数の増加が見られます。

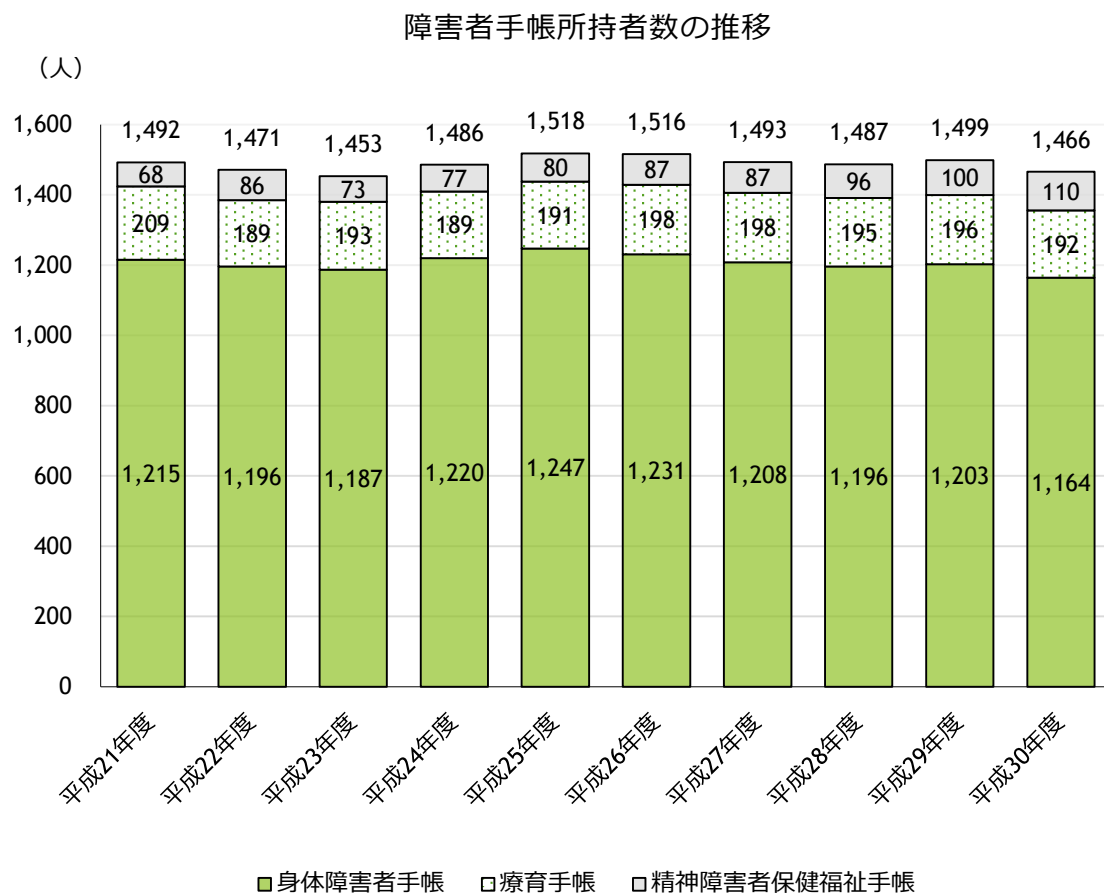


【資料】介護保険事業状況報告（各年度 9 月末実績）

(4) 障がい者の状況

平成 21 年度以降の障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は平成 26 年度の 1,247 人をピークにその後減少傾向が続き、平成 30 年度では 1,164 人となっています。

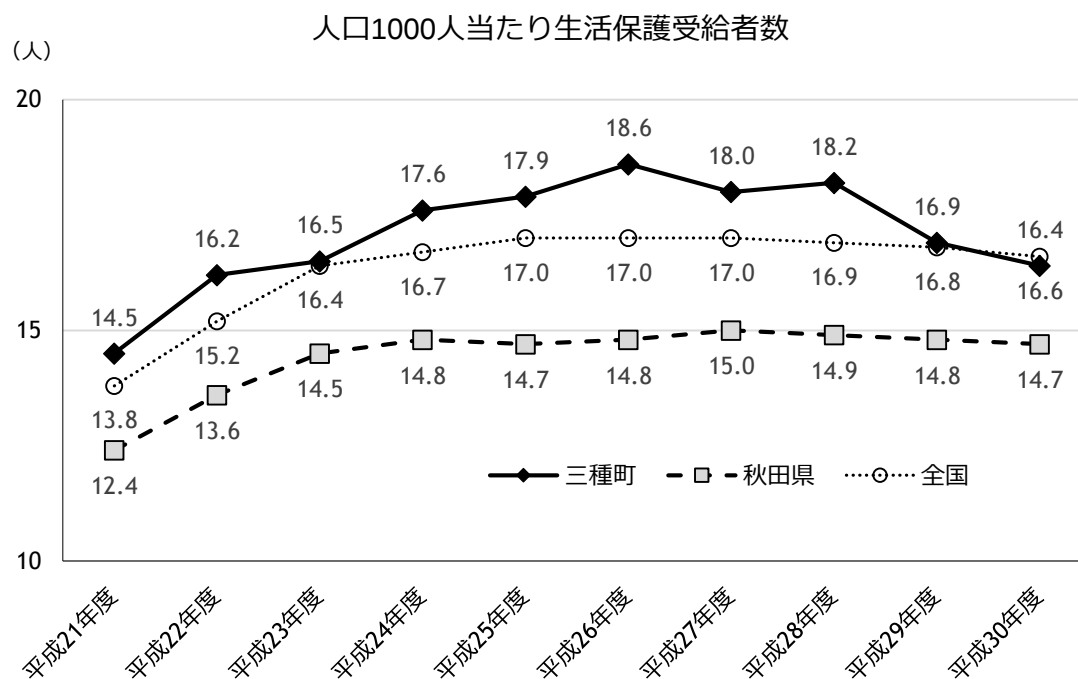
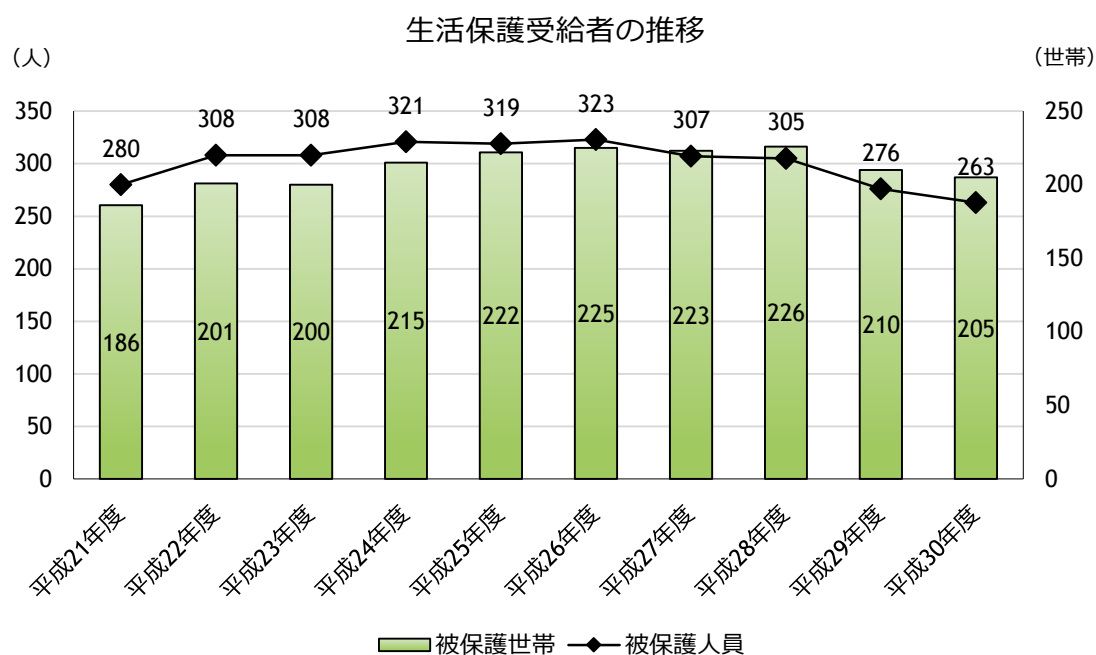
療育手帳は年度により増減があるものの、ほぼ横ばいで推移し、精神障害者保健福祉手帳は増加が続いています。



【資料】 障害者基礎調査・現況調査 他（各年度 3 月末）

(5) 生活保護の状況

平成21年度以降の生活保護の状況をみると、被保護世帯数は平成28年度の226世帯をピークに減少に転じ、平成30年度は205世帯となっています。被保護人員数についても、平成26年度の323人に対し平成30年度は263人と毎年度減少が続いています。



【資料】秋田県山本地域振興局福祉環境部 業務概要

2 各種調査等

(1) 福祉専門職等を対象としたアンケート調査

第3期計画策定の基礎資料として、町内の福祉施設、医療機関、学校等の職員、民生児童委員等 230 人を対象に、地域生活課題や支援関係者の連携状況等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

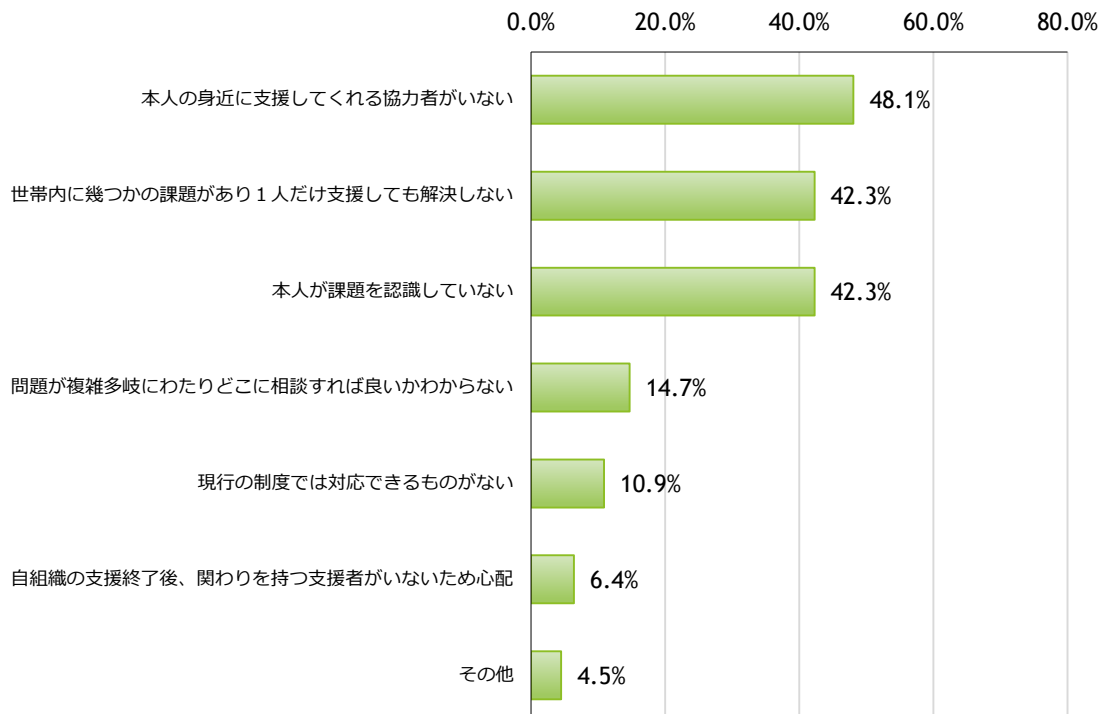
調査期間は、令和元年8月から9月までで、郵送により配布・回収を行いました。

回答数は 156 件で、回答率は 67.8%となっています。

① 相談を受けて関わった中で、どのような部分に支援の難しさを感じたか。

支援の難しさを感じたことについては、「本人の身近に支援してくれる協力者がいない」が 48.1%（75 人）で最も多く、次いで「世帯内に幾つかの課題があり 1 人だけを支援しても解決しない」「本人が課題を認識していない」が 42.3%（66 人）となっています。

回答数 = 156（複数回答有）



◆支援の難しさを感じたこと◆

1	認知症のため、日常生活においてできないことを本人が認識しておらず、家族の依頼で支援しても「不要である」と拒否される。
2	身内が近隣にいないため、自宅に戻って生活したくてもできないことが多い。住まいも古い造りがほとんどで、高齢者の生活障壁のレベルを上げている。
3	家族が遠方にいて、あまり協力的でなく、かつ、利用者とその家族の関係性も良好ではないこと。
4	制度を理解していない家族も多く、必要なサービスを受けることが難しい場合
5	身寄りのない人、親族から関わりたくないと拒否される人が増加している。転院・施設・死亡等の対応が困難
6	退院先を考えるに当たり、身寄りがいなかったり、キーパーソンとなる人が遠方だったりすると話が進まない。
7	独居・高齢で家族は遠方、本人は在宅生活の継続を望んでいるケース。地域には協力できる人もいない。家族は認知症の進行が心配で施設入所を望んでいるが、経済的な問題もある。
8	複数の問題が絡んでいると、1つ問題が解決しても根本的な解決にはならない。
9	近隣と関わりを拒否する人が多い。
10	認知症の場合、本人が現状を認識していないため難しいことがある。本人の意思・意向をくみ取っているかどうか心配
11	本人が現状を認めたくないため、素直に聞いてくれず、心を閉ざしてしまったことがある。
12	キーパーソンが遠方在住ですぐには面会に来られない場合、近くの兄弟に先に電話を掛けることもあるが、連絡の順番など気を付けている。後々トラブルに発展するケースもある。
13	近々に起きた問題ではなく、家庭内において、積み重なった問題が複雑に絡み合っていることが多い。
14	自宅で生活したいという本人の意思を尊重する一方で、自宅で介護する家族の不安に対する対応に難しさを感じる。
15	認知症についての理解ができていない。
16	独居が増え、その子ども達も都会で生活しているケースが多くなった。緊急時の連携が困難と感じる。
17	本人と家族の間で今後の方向性が一致しないと、支援を充分に行うことができない。
18	発達障がいに対する社会や家族（保護者）の理解不足や差を感じる。

②自分の組織だけでは対応できない相談を受けたことがあるか。

回答者のうち 100 人（64.1%）が、自分の組織だけでは対応できないと感じる相談を受けたことがあると回答しています。

	%	人
はい	64.1	100
いいえ	32.1	50
無回答	3.8	6

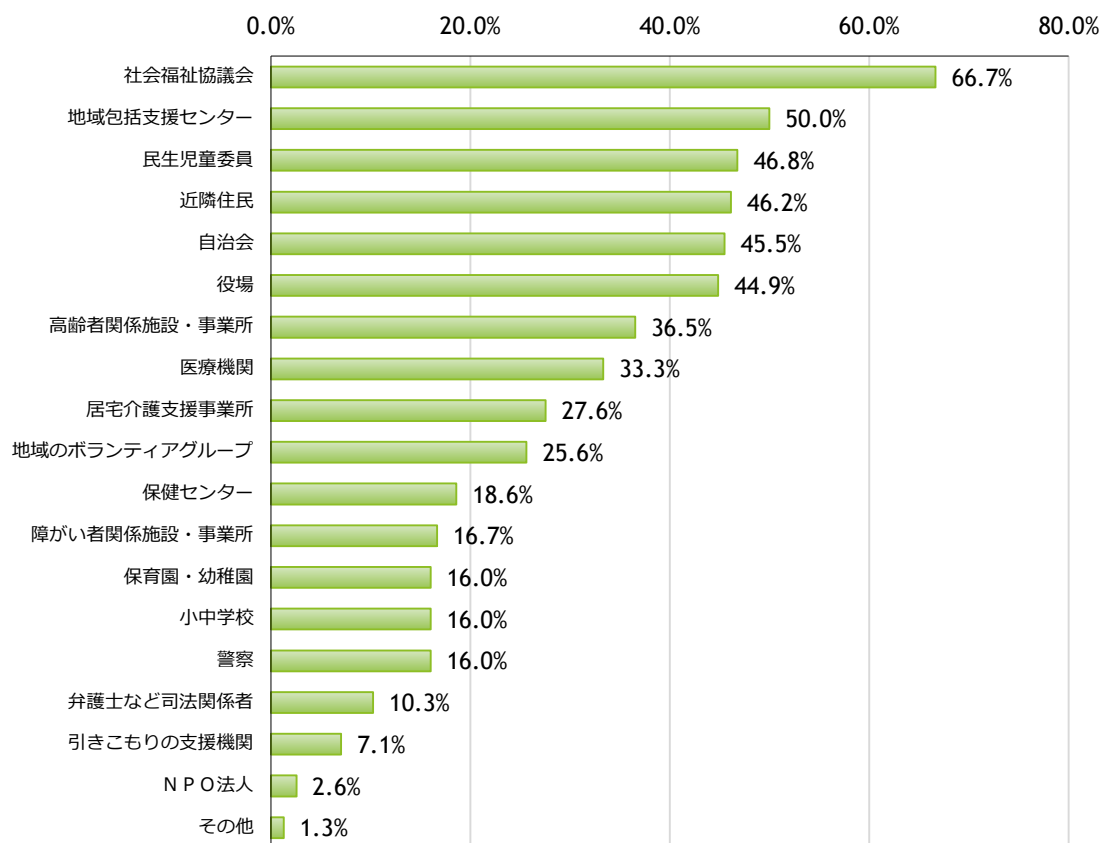
◆対応できなと感じた相談内容◆

1	認知症のため親類がお金を持っていったことに気づかず「お金がない」と何度も預金を引き出していた事例
2	経済的問題によって施設サービスの利用をためらうケースが多い。また、独居の人も多く身元保証に関する問題でサービス利用が困難な場合がある。
3	施設にも料金的な相談がよくある。負担段階に応じた料金の目安は説明するが、負担段階や生保の相談等の詳しい説明は困難なことから、行政に対応してもらえればありがたい。
4	1つの世帯に複数の事業所が関わっている場合のサービス内容の統一
5	市街地から離れると買い物や通院の足がない、介護タクシー等もなく困っている人が多い。
6	子どもの発達や就学に関すること。
7	相談を受けても訪問診療は行っていないし、本人が受診を拒否しているなど、病院側では対応できないので、他の医療機関へ相談を促すしかなかったことが悔やまれた。
8	成年後見制度が決定するまで3カ月近くかかっており、その間の対応
9	病気で受診した機会に、色々な問題が発覚する。
10	身寄りがない、あるいは親族がいても疎遠で、要援護の状態（経済的・身体的・精神的）であるにもかかわらず、何の準備もされておらず、解決策が考えられていないケースが増加
11	本人と世帯全体の思いにギャップ。デリケートな問題で、当事者に対する対応が難しい。
12	外出が難しく、身寄りがない人の緊急時の対応は、いつも考えさせられる。
13	難病のため、両親が居なくなったときのことを考えると怖い、生活がどうなるか不安と言っていた。
14	認知機能が低下している施設入所者の金銭管理の対応
15	息子の死後、嫁に残された権利を全て無くそうとした(子供の親権も含め)
16	夫の認知症、アルコール依存症の問題
17	除排雪に関すること。

③ 今後、より協力・連携していきたい機関等はどこか。

「社会福祉協議会」が 66.7%（104 人）で最も多く、次いで「地域包括支援センター」が 50.0%（78 人）、「民生児童委員」が 46.8%（73 人）となっています。また、「近隣住民」「自治会」の割合も高くなっています。

回答数 = 156（複数回答有）



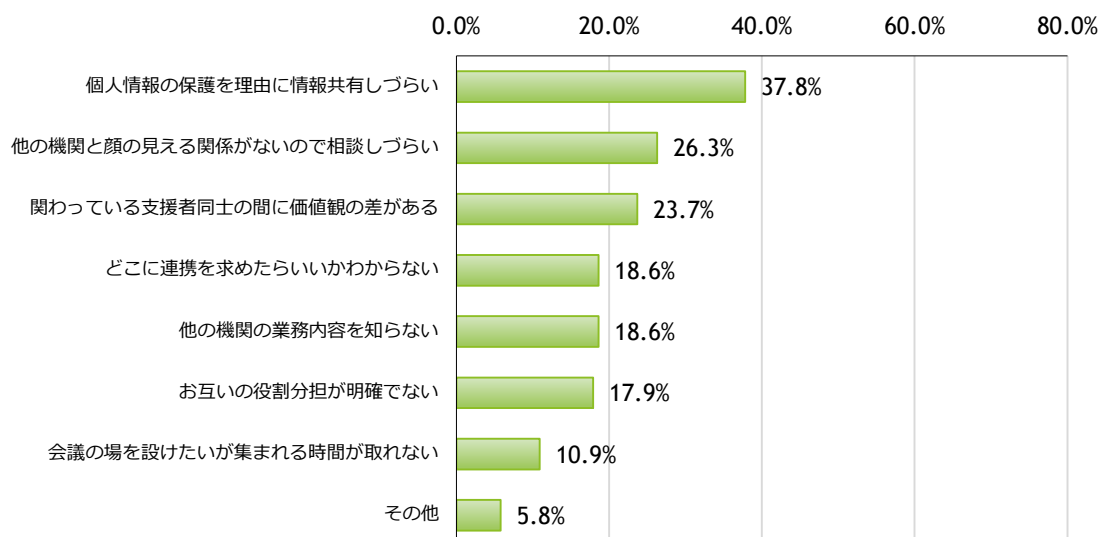
◆ 協力・連携したい機関等として選択した理由 ◆

1	利用者が独居であったり、近隣に支援してくれる人がいない場合は社協にお願いしたい。
2	日頃かかわりが深く、今後も協力が必要である。
3	老健から在宅という風潮の中で、できる範囲で入所者を地域へ復帰させるお手伝いをしたい。そのためには、当該機関との連携は不可欠と考える。
4	必要なときに、より迅速に対応できる体制を整えておくため。
5	権利擁護、成年後見について知識不足のため。高齢者相談窓口として紹介することが多い。
6	行政には限界を感じる。柔軟・臨機応変な対応として、社協、インフォーマルな支援に期待したい。
7	今後地域での協力がますます必要になってくると思う。
8	利用者を支援していくためには、全ての機関・組織、住民の力で支える環境が大事と思う。
9	地域、ケアマネ、かかりつけ医との連携は重要と思う。

④他の機関と協力・連携する際に、難しいと感じる点はどんなところか。

「個人情報の保護を理由に情報共有しづらい」が 37.8%（59 人）で最も多く、次いで「他の機関と顔の見える関係がないので相談しづらい」が 26.3%（41 人）、
「関わっている支援者同士の間には価値観の差がある」が 23.7%（37 人）となっています。

回答数 = 156（複数回答有）



◆連携・協力する際に難しいと感じる点◆

1	個人情報を保護するために、むやみに相談しづらい。
2	病院側として対応できない事項について、どこにお願いしたら良いのか迷うことがある。
3	行政の対応が型どおり。生活保護担当で、保護費の支援以外は対応できないと答える人も。
4	感染症に対する正しい認識がされていないと、退院先を相談する上で困難を要する。
5	DV、虐待等のデリケートな問題
6	縦割では解決できないケースが多いが、「自分の業務ではない」と当事者意識を持たない人が見受けられる。ある種おせっかいをしなければ解決できないことも多く難しさを感じる。
7	専門職の方とは顔見知りであったりするが、地域の支援者に協力を求めるのは難しい。
8	どこに相談したらいいか、どのように話したらいいのか迷うことが多い。
9	どこの機関とも、相談しづらい、情報共有しづらいなどは感じたことがない。
10	お互いに忙しく、時間がなかなか取れないと思うが、他の機関と協力、連携することはとても大事だと感じている。
11	医療との連携（敷居の高さ）
12	担当者で話し合っただけで対応できていることと、自分が単独で終結まで関わることがないので、他機関との連携にはあまり難しさを感じていない。
13	本当に必要な連携をとろうとする際、様々な壁を感じる人が多い。

(2) 福祉関連団体等へのヒアリング調査

福祉活動を実践している住民や参加者等を対象に、地域生活課題や活動状況等の把握と第2期計画の検証を兼ねてヒアリング調査を実施しました。

調査期間は、令和元年7月から12月までで13団体（カ所）を対象に行いました。

対象団体	認知症カフェ	1 団体	家族介護者交流会	1 カ所
	自治会	1 団体		
	地域サロン・一人暮らし高齢者交流会・母子福祉会	6 団体		
	子育て支援センター	2 カ所		
	障がい者	2 団体		

①地域での心配ごとや気になることについて（共通質問事項）

【災害時・避難の対応】

- ◆避難場所の高台まで歩いていけない。
- ◆避難情報が分かりにくい。
- ◆海が近いので、地震で津波が来たら車椅子の夫を連れて逃げるできない。どうしたらいいか。
- ◆避難の基本は自助、共助。自治会を中心として動くのが定番。地区の消防団との連携が必要。

【移動手段の確保】

- ◆交通の便が悪い、バスがなくなるので困る。
- ◆運転免許証を手放したとき買い物に行けるバスが週に1回でもあれば助かる。
- ◆バスルートの編成が気になる。生活の利便性という面で気になる。
- ◆親が高齢になって車を運転できなくなったら、買い物や通院はどうしたらいいのかわからない。
- ◆町内の温泉施設へ気軽に行けるバスなどがあれば良い。

【過疎化】

- ◆地域に一人暮らしと高齢世帯が多く、生活は大変だと思う。特に冬場。
- ◆店が無くなった。
- ◆地域行事の衰退。琴丘地区では、夏はねぶ流しと盆踊りがあり、盆踊りは上下の地域に分かれて仮装等を競ったものだ。房住山の山開きも地域の活性化につながっていたが、これも無くなってしまった。
- ◆昔と違って、近所でも、どこに誰が住んでいるのか分からなくなっている。
- ◆空き家が増えてきている。町外から引っ越してきた人がいるが、交流がない。

【子育て不安】

- ◆子どもがいない。子どもの声が聞こえない。
- ◆空き家のガラスが割れて草が伸び放題だと、子どもが外で遊ぶようになったら危険ではないかと心配している。
- ◆学校が統廃合されていくと、学校まで遠くなってしまうのではないか。スクールバスがないと親が送迎することになるが、仕事を持つ親にとっては負担。
- ◆職場が遠い人は、子どもを早い時間に送っていかないと仕事に間に合わない。学校が始まる前の学童保育も必要になるのではと思うことがある。

【就労について】

- ◆求人に関する情報が欲しい。
- ◆働く場の支援が欲しい。
- ◆現在育休中であり、子育て支援センターで様々な情報を得て、自分の楽しみにもつながっているが、仕事が始まったら両立できるか不安がある。



子育て支援センターでのヒアリングの様子

②対象団体の特性に応じて設定した質問とその回答

【区分】 介護		
対象団体	質問	回答
家族介護者交流会 認知症カフェ	①三種町は介護しやすい町か。	【介護しやすい】 ・ 病院の往診はとても助かっている。 ・ 頼れる介護サービス事業所がある。 ・ 緊急時、近隣に相談できる人がいる。
		【その他】 ・ 3食のご飯支度が大変（高齢男性） ・ 情報を求めても誰に聞いていいかわからないので交流会で情報交換している。
	②一時的に（怪我、病気、災害、精神的余裕がない場合等）身近で支援してくれる人はいるか。	【支援してくれる人がいる、相談できる】 ・ 息子、娘、親戚に相談している。 ・ 近隣やケアマネージャーに相談する。何かあったときのために、近隣に鍵を預けている。 ・ 有志で会を作っており、何かあればそこで相談できる。
		【支援してくれる人がいない、相談できない】 ・ 相談できる人がいない。親戚が近くにいても頼めない。
	③虐待等を防ぐにはどうすればいいと思うか。	【孤立させない】 ・ 一人だとパニックになるときがあるから、第三者が入り話を聞いてあげる。 ・ 家族だけでは孤立してしまう。
		【その他】 ・ 自分の好きなことをして気分転換する。 ・ 限界まで無理をせず、割り切ってサービスを利用したりする。
【区分】 地域活動		
対象団体	質問	回答
自治会	①活動を続けていてどんな効果があったか。	・ 8回目となる今回の避難訓練で参加者は100人程度。訓練によって地域で久しぶりに会う人や初めて会う人など顔を合わせる機会となる。
	②今後の課題は。	・ 車での避難やトリアージ（重症度に応じた救急）を意識した訓練を考えたい。 ・ 地域の看護師のチームを作り、災害時の対応を強化していきたい。

対象団体	質問	回答
地域サロン 地区一人暮らし交流会 地区母子福社会	①活動が続けていてどんな効果があったか。	・一人暮らしが多いから、話せる、笑える場としてサロンを楽しみに待っている。 ・集落の人と会えて情報交換できる。 ・安否確認になっている。
	②会に参加しない人は何故参加しないと思うか。	・体調の理由が大きい。歩いて会場まで来ることができなかつたり、トイレが心配で迷惑を掛けると思うのでは。自分も近いうちにそうなるのではと心配。 ・男性も参加できたらいいと思うが、人数が少なく女性ばかりで来にくいのでは。
	③困ったら誰に相談するか。	・福祉の仕事をしている親戚に相談する。 ・サロンや近隣の人 ・社協、役場福祉課 ・子どもや民生委員に相談する。
	④活動の中でやってみたいことは。	・卓球をしたい、簡単にテーブルの上でいいので。クアオルトもやってみたいが人数が集まるか心配。
【区分】子育て		
対象団体	質問	回答
子育て支援センター	①三種町は子育てしやすい町か。	【子育てしやすい】 ・子育て支援センターを週1回利用。ゆっくり子育てができる。 ・能代市や八郎潟町でも利用しており、情報交換している。 ・医療費が高校生まで無料なのが助かる。
		【子育てしづらい】 ・近くに、子どもが遊べるような広場・場所がない。八郎潟町の駅の方かいの子育て支援センターのように、毎日開いているところがあればいいと思う。 ・冬場に遊ぶ場所がない。能代の商業施設やエナジウムパークなどに行っているが遠い。 ・近くで買い物をする場所が欲しい。夜間、子どもを寝かせてから買い物できる場所。 ・町内で夜間対応の医療機関が欲しい。能代の小児科まで片道30分もかかり疲れる。

対象団体	質問	回答
子育て支援センター	②子育てに不安なときは誰に相談するか。	・ 家族等の身内（親、夫、義母、姉妹） ・ ママ友、子育て支援センターで知り合った人
	③休暇・保育について	・ 子どもが病気でも仕事をなかなか休めない。 ・ パート勤務だと、女性でも育休が取りづらい。復職できないと困ってしまう。 ・ 夫も育休を取得できるような職場環境だったと思う。女性でも育休が取りにくい。 ・ 病児保育が能代の JCHO 併設のみ。 ・ ベビーシッターのサービスが欲しい。
【区分】障がい		
対象団体	質問	回答
身体障害者協会	①町内のバリアフリーについて	・ もっと車いすが使いやすいようになって欲しい（特にスロープ幅やトイレ）。 ・ 車いすでも乗車できるバスがあればいい。 ・ 公民館は昔のままのトイレなので使えない。
	②支援機関とのつながりや就労についてどのような経験をしたか。	・ 下肢に麻痺がある。普通学級卒業後、洋裁の技術を学び、洋裁店に勤務した経験があるが、特に支援機関とのつながりはなかった。 ・ 職業訓練校で時計修理の技術を身に付けた。開業について、支援機関に頼るつもりもなかったし、何をしてくれるのか情報もなかった。
手をつなぐ親の会	①親亡き後の不安は感じるか。	・ 今はまだ感じない。大日寮があることで安心感がある。 ・ 親の私に何かあったとき、家族（嫁に行った娘）には頼りづらい。 ・ 成年後見に関心はあるが、家族関係が良いので親亡き後についてそんなに心配していない。 ・ 後見人の話は良くする。しかし、後見人それぞれで判断が違ふとの印象がある。
	②地域で生活することのメリットや、生活しやすくするために何が必要か。	・ 自分の地域で、息子が作業所まで町の中を歩いて行く姿を見られることが、何よりも幸せ。 ・ 障がいのある息子（40代）と生活するには家族の理解と協力が必要。
	③活動が続けていてどんな良いことがあったか。課題等は何か。	・ 他の支援活動・団体との連携が良くなった。また、自主活動を開始してから近所の方が協力してくれるようになった。 ・ 会員数の減少。町バスも活用できず会の活動の機会が無くなってきている。途絶えていく。

3 地域福祉を取り巻く課題

少子高齢化や核家族化等の進展に伴って、地域福祉を取り巻く課題は、複雑・多様化してきています。例えば、共働き世帯の増加による「子育て・介護ニーズ」の多様化、高齢の親と中年の子どもの世帯で家計の柱が年金収入のみという「8050問題」、家族の扶養能力の低下や関係性の希薄化に起因した「身元保証や医療同意」の課題、認知症等により社会生活上の各種契約を単独で行うことが難しい人たちの「権利擁護」、「子どもの貧困」と「貧困の世代間連鎖」、「障がい者の就労支援や社会参加」、「生きづらさ」を抱えて社会生活に適応できず、様々な葛藤の中で生活している人たちの増加などが挙げられます。地域には様々な課題を抱えながら暮らしている人がおり、中には複数の問題が絡み合い、簡単には解決・緩和できないケースもあります。

こうした課題には、早期発見・早期対応の他、予防の観点も加味した対応が必要であり、①地域住民の見守りや支え合いによる小地域ネットワーク活動の推進、②地域住民及び地域の様々な関係者による包括的な支援体制の構築、③地域を基盤とした総合的な相談支援活動であるコミュニティソーシャルワークの実践等を総合的に展開していく必要があります。第2期計画の評価、アンケート調査、関係団体等を実施したヒアリングの結果も総じて同様の方向性を示唆しています。

以上を踏まえ、第3期計画においては、第2期計画の基本目標・施策等をベースにしつつ更に発展させ、誰もが安心して暮らしていける地域共生社会の実現に向けた取組みを粘り強く続けていく必要があります。

【地域福祉の主な課題】

- ・子育て・介護ニーズの多様化 ・8050問題 ・身元保証や医療同意
- ・権利擁護 ・子どもの貧困・貧困の世代間連鎖
- ・障がい者の就労支援や社会参加 ・生きづらさ . . .

第4章 三種町が目指す地域福祉の姿

各種データやアンケート調査等、三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会でのご意見等をもとに、次のとおり本計画の基本理念と基本目標を定めました。

1 基本理念

**思いやりと 支え合いで
“あんしん”を育む 福祉でまちづくり
～孤立と排除のない地域づくりを目指して～**

本町の地域福祉の現状は、少子高齢化や核家族化が進行する中で、家庭の扶養能力や地域の相互扶助機能が弱体化し、支援を必要とする人にとっては厳しい状況にあるといえます。

一方で、地域や暮らしの中で生じる福祉課題は、複雑・多様化しており、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的サービスの充実のみならず、福祉の担い手の確保や地域活動の活性化、住民や民間事業者をはじめ多くの主体による地域福祉への参画と連携強化が重要となっています。

地域福祉課題への対応は、福祉の領域を超えた「持続可能な地域づくり」に通じるものでもあり、これは、第2期計画の基本理念にある「誰もが地域の中で孤立することなく、生涯を通じて安心して暮らせるまちづくり」を更に推し進めることによって実現できるものと考えます。

第3期計画では、町、社会福祉協議会、関係団体、住民が共に目指す地域福祉の姿を「思いやりと支え合いで“あんしん”を育む福祉でまちづくり～孤立と排除のない地域づくりを目指して～」とし、誰もが社会的な差別や偏見を受けず、疎外されることなく、困ったときは支え合い、助け合い、安心して暮らすことができる「共生社会の実現」を目指します。

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標1 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり

住民一人ひとりの個性や権利が尊重されるとともに、福祉サービスが必要となったり、あるいは普通の生活を妨げるような生活課題に直面したときに、必要なサービスや支援につながる情報や相談が受けられるよう支援の仕組みの充実を図り、一人ひとりが自分らしく暮らしていくための支援体制づくりを目指します。

基本目標2：安心を高める、サービスの基盤づくり

複雑・多様化する福祉課題に対し、日常生活圏内で適切・効果的な支援が提供されるよう、福祉・保健・医療等の各サービス主体が分野を横断して連携・協働できる支援体制の構築に取り組みます。また、公的サービスでは対応できない福祉課題や心身の健康増進を図るための取組みも強化し、安心を高めるサービスの基盤づくりを目指します。

基本目標3：地域で支え合い、助け合う関係づくり

住民が一体となって、地域生活課題に「我が事」として取り組んでいくことができるよう、若い世代はもとより幅広い世代への福祉教育を通じて、地域福祉活動のけん引役となる人材を育てるとともに、人と人のつながりを生かした見守りネットワーク活動や小地域支え合い活動の仕組みを構築することにより、住民同士が共に支え合い、助け合う関係づくりを目指します。

基本目標4：住み続けたいと思える、安全で安心な地域づくり

子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、バリアフリー化や移動手段の確保といった生活環境の整備や防災・防犯対策等への取組みを強化することにより、「これからも住み続けたい」と思える安全で安心な地域づくりを推進します。

3 計画の体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組めます。



第5章 施策の展開

基本目標 1 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり

施策 1 - 1 包括的な支援体制の構築

○施策の方向性

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自分や家族が生活課題に直面したときに、身近なところに気軽に相談できる窓口があり、希望するサービスを選択して利用できる環境が整っていることが必要です。

現在、本町では、役場福祉課及び地域包括支援センターにおいて、各分野ごとの相談に応じている他、社会福祉協議会においては「総合相談支援窓口（ふれあいあんしんセンター）」を設置して、コミュニティソーシャルワーカーによる相談支援の体制をとっています。

近年、住民が抱える福祉ニーズが複雑・多様化しているとともに、認知症による徘徊や家族の介護負担、要介護状態の親と引きこもりの子による問題など、従来の各分野ごとの相談支援体制では十分対応できないケースも増えてきています。

こうした状況を踏まえ、様々な分野の相談を包括的に受け止めて適切なサービスにつなげていけるよう、相談支援機関の連携を強化し、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

また、地域には様々な相談窓口がありますが、それらは制度や対象者ごとに設置されており、どこへ相談したらよいか分かりにくい場合もあります。サービスの利用や相談窓口等について必要な情報を容易に入手できるよう、様々な方法で情報提供を行うとともに、多様な福祉ニーズに対応した福祉・保健・医療等に関する総合的な情報提供に努めていきます。

○具体的な取組み

No.	取組み	内 容
1	総合的な相談体制の構築	○複合的な生活課題を抱える人からの相談を包括的に受け止め、適切なサービス提供につなげられるよう、社会福祉協議会の総合相談支援窓口（ふれあいあんしんセンター）及び地域包括支援センターにおいて、相談機能の強化を図るとともに、各種相談窓口が連携して対応する総合的な相談体制を構築します。 ○現在国において検討されている、制度の縦割りをなくした「窓口の一本化」について、法改正の動向や地域のニーズ等も踏まえながら設置の検討を行います。
2	コミュニティソーシャルワークの強化	○社会福祉協議会において、福祉圏域（中学校区）ごとに個別支援、地域支援のためのコミュニティソーシャルワーカーを配置し、より適切なサービスを提供できるよう、支援を必要とする人の自宅等に出向き（アウトリーチ）、相談やサービスに関する情報提供を行うなど、支援の取組みを強化します。
3	福祉・保健・医療等の総合的な情報提供の推進	○福祉・保健・医療等に関する情報を集約・体系化して、住民が有効に活用しやすいようにホームページ等を通じた情報発信を行います。また、インターネット環境がない人が情報を入手できるよう、パンフレット・チラシ等様々な情報発信を行います。 ○どういう困りごととはどこへ相談したらいいのか、相談窓口を明確にし、分かりやすいように住民に周知します。

施策 1 - 2 生きづらさを抱える人への支援

○施策の方向性

私たちの生活は、自分や家族の健康、安定した就労・家計の状況、周囲の人との良好な人間関係など様々な要因に支えられており、どれか1つが欠けても普通の生活に支障が出てくる可能性があります。万が一そうした状況になったとしても、自分や家族の自助努力で乗り越えられる問題や、身近に相談できる人・場所があり、問題の解決に向けた支援が受けられるのであれば問題はありません。しかし、例えば、認知症による判断力の低下や病気・リストラ等による生活困窮、親から虐待を受ける子どもなど、自助努力だけでは解決できない状況に陥ったり、複数の要因が絡み合って生活の立直しを行うことが困難なケースも地域の中では見られます。

このため、「生きづらさ」を抱えてしまった人が、地域の中で孤立したり、周囲の無理解から排除の対象になったりすることのないよう支援体制の充実を図る必要があります。

とりわけ、高齢化や核家族化の進展に伴い、認知症高齢者など判断能力が十分でない人の権利を守る体制（権利擁護体制）の整備が急務となっており、家庭裁判所や法律専門職等の協力を得ながら取組みを進めていきます。

また、全ての住民が生活の様々な場面において権利が守られるとともに、虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、差別等により個人の尊厳が冒されることがないよう、町、社会福祉協議会、関係機関が連携して支援に取り組みます。

更に、平成31年3月策定の「三種町自殺対策計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取組みを推進します。

○具体的な取組み

No.	取組み	内 容
1	権利擁護に関する制度周知と利用促進	○成年後見制度について周知を図るとともに、家庭裁判所や弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職団体の協力も得ながら、制度を必要とする人に対する相談・利用支援の体制を充実させます。 ○日常生活自立支援事業の普及に努めるとともに、相談支援活動や事務管理体制の強化を通じて、利用者等の安心感を高める取組みを推進します。
2	生活困窮からの自立支援	○生活困窮世帯の早期把握と自立に向けた伴走型支援に努めます。また、自立相談支援機関（県）へ適切につなげるよう取り組みます。 ○子どもたちの居場所づくりや貧困の連鎖を断ち切るための学習支援、就労支援等の取組みをNPO、関係機関と連携して推進していきます。
3	虐待・DVから守るための支援	○子ども、障がい者、高齢者等への虐待や差別、DV等の防止のため、様々な機会において、住民に対し相談先や通報先の周知を図ります。 ○虐待の早期発見、早期対応を図るため、三種町要保護児童対策地域協議会等の関係機関のネットワークや、民生児童委員をはじめとする地域内の見守り活動との連携強化を図ります。
4	自殺防止対策の推進	○自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務等に関する生活相談会と、病苦等の健康的要因に関する専門家による相談会を開催するなど、多様な相談窓口を通じた心のケアを図ります。 ○自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ見守る地域の人材育成に取り組みます。 ○広報やイベントの開催等を通じて、命の大切さや自殺予防に関する普及啓発を行います。

基本目標 2 安心を高める、サービスの基盤づくり

施策 2－1 多機関の連携・協働によるサービスの向上

○施策の方向性

少子高齢化、核家族化の進行に伴い、家庭の扶養機能や地域の相互扶助機能が低下する一方で、住民が求める福祉ニーズは複雑・多様化してきています。

高齢者のみならず、障がい者や子どもなど、住民の誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるようにするためには、福祉サービスを提供する各主体が連携・協働して、住民のニーズに対応した効果的な支援を展開していくことが求められます。

このため、福祉、保健、医療、介護のみならず、地域住民による様々な担い手とも連携した地域包括ケアシステムを推進し、地域生活課題の把握とそれに対応した適切なサービスの創出、質の向上等を図ります。

また、支援を「行う側」と「受ける側」という役割の固定化を防ぎ、「お互い様の関係」に基づくケアリング・コミュニティ（共に生き、相互に支え合うことができる地域）を目指し、住民によるインフォーマルサービスも活用した地域包括ケアに努めます。

また、民生児童委員やボランティア、NPO、福祉事業者等との連携強化や活動支援を通じて、福祉サービスの向上を推進していきます。

○具体的な取組み

No.	取組み	内 容
1	福祉・保健・医療等の連携によるケアシステムの推進	○福祉・保健・医療等の専門職による切れ目のない支援と住民主体の様々な担い手との連携により、全世代型の地域包括ケアシステムの構築を図ります。 ○多職種の専門職による地域ケア会議等において、自立支援を目的とした個別課題の解決に取り組みます。
2	民生児童委員の活動支援	○民生児童委員とのネットワーク会議を開催し、見守り活動等を行いやすくするための情報提供を行います。また、必要に応じて町・社会福祉協議会職員が同行訪問を実施するなど活動支援を行います。 ○地域福祉推進の重要な担い手であることから、その役割や活動内容について、住民への周知を図ります。
3	ボランティア、NPO等の連携・活動支援	○ボランティアやNPO等が活動しやすい環境を整備するとともに、組織化の支援を行います。 ○また、地域の福祉ニーズとボランティア、NPO等の活動のマッチングの仕組みを構築します。
4	サービス事業者等の交流・研修等の支援	○サービス事業者等の交流や研修を通じて、スタッフの能力向上や提供しているサービスの改善、新たなサービスの創出の支援を行います。

施策 2 - 2 適切で利用しやすいサービス提供の推進

○施策の方向性

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域住民の生活課題を早期に把握し、支援が必要な場合は、適切な支援機関に迅速につなげる仕組みが重要です。

地域住民が抱える課題の中には、既存の制度では明確に位置付けられておらず、公的サービスの対象とならないものもあります。これは「制度の狭間の課題」といわれ、例えば、引きこもり等の社会的孤立の問題、生活保護の受給までには至らない生活困窮の問題、犯罪を犯した者の再犯の問題等がこれに当たります。また、公的サービスには馴染まない日常生活上の困りごとなどに支援が必要な場合などもあります。

少子高齢化の影響等により、日常生活を営む上で何らかの支援を必要とする人が今後増加していくと考えられることから、民生児童委員その他関係機関と連携して、福祉課題の把握とその対応に向けた施策に取り組みます。

また、福祉サービスが、支援を必要としている人に確実に届くよう、分かりやすい情報提供とサービスに至るまでの手続の簡素化等に取り組みます。

「人生100年時代」の到来を見据え、高齢になっても、これまでの経験や能力を活かし、いきいきと暮らし続けることができるよう、地域資源を活用した心身の健康増進の施策や住民の主体的な実践を推進していきます。

○具体的な取組み

No.	取組み	内 容
1	地域生活課題の把握等	○地域ケア会議など専門職や地域関係者が参加する会議、民生児童委員との情報交換等を通じて地域生活課題の把握に努め、必要となるサービスの創出や既存サービスの改善に取り組みます。
2	制度の狭間の問題への対応	○引きこもりや孤立している人など、個々の状態に応じた包括的な相談支援を行い、見守り活動から漏れることのないようにするとともに、地域生活課題に対応した施策の開発を検討していきます。 ○再犯防止の取組みとして、社会を明るくする運動による広報活動への支援や包括的な相談支援体制の中で出所者の生活課題への対応に努めます。
3	対象者の特性に配慮した情報提供や利用手続の改善	○福祉サービスの利用に関し、高齢者や障がい者等が情報弱者にならないよう、広報みたねやチラシ等の他、様々な手段による情報発信を実施します。 ○民生児童委員や障害者相談員等を通じて、必要な人に直接情報が提供されるよう取り組みます。 ○また、福祉サービスの申請手続の簡素化や決定までの迅速化、申請場所等に配慮します。
4	心身の健康づくり、健康寿命の延伸	○食育、運動、口腔機能の維持、過度の飲酒・喫煙の改善等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康管理に対する住民の主体的な実践を促します。 ○クアオルトによる心身の健康づくりを推進するため、関係団体とも連携して実践者の拡大と普及に取り組みます。 ○高齢者自身が社会参加・社会貢献を通じて地域を支える担い手になっていただくとともに、自身の介護予防、健康寿命の延伸につなげていただくため、サロン活動の強化・拡大に取り組みます。

基本目標 3 地域で支え合い、助け合う関係づくり

施策 3 - 1 福祉教育の推進

○施策の方向性

地域福祉を推進していくためには、地域福祉活動の担い手となる人材の確保・育成が重要です。しかし、人口減少・少子高齢化により、民生児童委員をはじめとする地域福祉の担い手の不足・高齢化・固定化が、徐々に深刻化してきています。

現在、地域福祉活動の担い手は、主に定年退職を迎えた年代以降の人が中心となっていますが、これに若い世代をどう取り込んでいくかということが、大きな課題です。

地域の中には、年齢や性別にかかわらず、地域福祉活動の担い手として様々な経験や知識を持ちながら、その能力が活用されていない人も多くいると思われます。こうした人たちが地域福祉活動のけん引役として活躍することで、地域福祉活動の活性化がより一層図られると考えられます。

住民一人ひとりが地域から支えられる存在であると同時に、支える存在でもあるという意識づくりと、地域福祉活動への関心・意欲を高められるような講座や研修会等の機会を提供し、福祉教育を推進します。

また、地域福祉に関心のある人が、基礎的な福祉の知識や地域課題に関連する情報等に自らアクセスし収集できるよう、広報紙やホームページをはじめとした様々な媒体を活用した情報発信に取り組んでいきます。

○具体的な取組み

No.	取組み	内 容
1	学校教育における福祉教育の推進	○福祉教育を通じて、相手を思いやり、支え合うことの大切さ、そして命の大切さを知るとともに、身近な地域への愛着や、地域福祉に関する理解を深めます。社会福祉協議会、学校、福祉事業関係者が連携して、体験活動も取り入れた福祉教育の充実に取り組みます。
2	地域における福祉教育の推進	○地域の福祉課題を学び、地域福祉活動への関心・意欲を高めるための講座や研修会等を実施し、差別や偏見のない地域づくり、心のバリアフリーを推進する地域福祉活動の担い手育成や活性化に取り組んでいきます。
3	住民への福祉情報の提供	○住民参加による福祉のまちづくりを推進するため本計画の内容や地域福祉活動に資する資料を町及び社会福祉協議会ホームページ等を活用して積極的に公表するよう努めます。 ○地域生活課題を住民間で共有し、住民の主体的な取組みを推進すること等を目的に、福祉フォーラム等のイベントを開催します。

施策 3 - 2 住民同士の支え合い活動の推進

○施策の方向性

地域の中には、介護や子育て、生活困窮等、様々な課題や問題を抱えた人が生活していますが、中には、何らかの支援を必要としているにもかかわらず、既存の公的サービスだけでは十分でない人や、福祉制度の仕組みの狭間にあり、必要な支援が十分行き届いていない人もいますと考えられます。

これらの課題を解決するには、町や社会福祉協議会、福祉事業者等のサービスと地域の実情をもっとも良く知る住民自身の主体的な活動による支援が、相互に連携・補完し合っていく必要があります。

日常生活において支援を必要としている人を地域で見守る体制づくりに取り組むとともに、地域課題を早期発見できる仕組みづくりを推進します。

また、住民同士が支え合い、助け合いながら、ごみ出しや買い物など日常生活上の困りごとや、高齢者や障がい者、子育て世帯などの孤立の防止、認知症高齢者の徘徊等による事故の防止といった地域生活課題の解決に主体的に取り組んでいけるよう、地域の人材の活用と活動支援に取り組んでいきます。

○具体的な取組み

No.	取組み	内 容
1	地域福祉のリーダーとなる人材の発掘・育成	○地域福祉を円滑に進めていくため、地域福祉活動をけん引できるリーダーとなる人材の発掘・育成を推進します。また、地域の福祉課題の理解や活動のノウハウ習得等を目的としたリーダー研修の実施に取り組みます。
2	見守りネットワーク活動の推進	○地域住民と行政とのパイプ役である民生児童委員を中心に自治会とも連携を図り、支援を必要とする世帯の見守り活動を推進していきます。また、世帯内での孤立等、見守りを必要とする対象の拡大について、個人情報に配慮しながら検討していきます。 ○住民に対し、見守りの必要性について啓発を行うとともに、通報体制の周知を図ります。
3	小地域支え合い活動の推進	○地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる支え合い活動を推進するため、活動の立ち上げ、運営の支援を行います。 ○住民同士の支え合いの仕組みとして、各地区で取り組まれているサロン活動の活性化・拡大に取り組みます。

基本目標 4 住み続けたいと思える、安全で安心な地域づくり

施策 4－1 防災・防犯の地域づくり

○施策の方向性

住民が安心して日常生活を送るためには、身近な生活圏の安全が守られていることが前提となります。犯罪に関する統計資料をみると、経済の回復や少子化の影響等で全国的に犯罪件数は減少傾向にある一方で、高齢者世帯を狙った振り込め詐欺など消費者被害は増加傾向にあります。

住民が犯罪やトラブルに巻き込まれないよう啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら相談・支援の取組みを推進します。

また、高齢化や核家族化の進行に伴い、災害発生時に配慮を必要とする人が増加しており、近年多発する大規模な水害等の経験から、支援体制の整備が急務となっています。

「避難行動要支援者名簿」の整備を通じて、地域の要配慮者の把握を行うとともに、民生児童委員や地域住民、関係機関と連携して、情報共有・活用のための仕組みづくりを進めます。

○具体的な取組み

No.	取組み	内 容
1	地域防犯体制の強化	○高齢者を狙った悪質商法・消費者トラブルや子どもを巻き込む凶悪犯罪等を防ぐため、啓発・相談事業に努めるとともに、地域や関係機関と協力し、住民が自主的に行う防犯活動を支援します。
2	避難行動要支援者名簿の整備	○災害時の迅速な避難支援のため、避難行動要支援者名簿（個別計画）の重要性を住民に啓発し、本人の同意と地域の理解を得ながら整備に努めます。
3	災害に備えた支え合い体制の整備	○避難行動要支援者名簿が、緊急時の円滑かつ迅速な避難の確保に生かされるよう、民生児童委員、自治会、消防団、消防署等の避難支援関係者との情報共有の仕組みや個人情報保護のルール、あるいは平常時の見守り・安否確認への活用等について検討します。
4	福祉避難所の確保等	○障がい者等、指定避難所での生活に支障がある方のための実働可能な「福祉避難所」の確保に取り組みます。また、町内外の福祉施設等との協定締結について検討を行います。

施策 4 - 2 暮らしやすい地域づくり

○施策の方向性

地域で生活している人の中には、高齢、障がい、子育て、病気、生活困窮等、様々な事情から、生活上の不安を抱える人がいます。日常生活で困りごとが生じたとき、従来は家族や友人、近隣の人等に支援を求めることができましたが、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化等の要因により、周囲の人に対し容易に支援を求めることが難しい状況となってきています。

こうした状況から、暮らしにくさを解消したり、生活課題を乗り越えていくためのソフト・ハード両面からの取組みを進め、誰もが安心して住み続けられる地域づくりを推進していく必要があります。

障がいの有無や年齢等にかかわらず、様々な人が利用しやすい環境デザインの考え方（ユニバーサルデザイン）に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、住宅のバリアフリー化の支援に取り組みます。

また、近年特に課題となっているのが、移動手段の確保の問題です。路線バスの廃止や地元スーパーの廃業等により、通院や食料品・日用品の買い物等に不便を感じる高齢者等が増えてきています。このため、自立した生活の維持に向け、日常生活で利用する場所へのアクセスを容易にするための支援に取り組みます。

冬期間の生活の負担を解消し、住み慣れた地域で暮らしを維持するため、高齢者世帯等の除排雪の支援を行います。

○具体的な取組み

No.	取組み	内 容
1	公共施設等のバリアフリー化の推進	○公共施設の新設・改修等を行う際に、段差解消や手すり、オストメイト対応の多目的トイレ等の設備を設置していくよう、全庁連携して取り組みます。 ○また、民間事業者に対しても、高齢者や障がい者等に配慮した施設整備が促進されるよう普及啓発活動に努めます。
2	暮らしやすい住まいの整備支援	○介護保険サービスの住宅改修費の給付や住宅リフォーム助成事業等により、高齢者や障がい者の居宅におけるバリアフリー化を推進します。
3	移動の利便性の向上	○住民共助団体が運行する「ふれあいバス・巡回バス」と秋北バス路線との連携による新たな公共交通システムにより、住民の移動手段の確保を図ります。 ○歩行困難な高齢者、心身に障がいを持つ方の通院支援等を目的としたリフト付車両による「外出支援サービス」を継続し、在宅福祉の増進を図ります。
4	住み慣れた地域で暮らし続けるための生活支援	○自力での除排雪が困難な高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とした「除排雪支援事業」を継続するとともに、自治会やボランティアなど地域の「互助」の機能も活用した除排雪支援の仕組みを検討していきます。

第6章 成年後見制度利用促進計画

1 背景

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどのため、自分ひとりで物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」といいます。）」が施行され、市町村それぞれが、国の基本計画を踏まえながら、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を定めるよう努力義務が課されました。

これを機に、本町では権利擁護に関する取組みを一層強化するため、同年 10 月、社会福祉協議会に「三種町権利擁護センター」を開設して体制整備を図るとともに、成年後見制度に関する相談支援や日常生活自立支援事業との利用調整、法人後見業務等を積極的に展開してきました。また、平成 30 年度からは県内でも早い取組みとなる市民後見人の養成にも着手しました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、平成 22 年策定の第 1 期計画及び平成 27 年策定の第 2 期計画においても、既に成年後見制度の利用促進が今後推進すべき事項として位置づけられてきましたが、利用促進法の中で市町村に一定の役割が付与されたことを受け、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、支援体制の一層の強化を目指し「三種町成年後見制度利用促進計画」を策定することとしました。

2 計画期間

国の基本計画は、平成 29 年度から令和 3 年度までの概ね 5 年間を念頭に定められていますが、本町の計画は第 3 期地域福祉計画・地域福祉活動計画と合わせ、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。

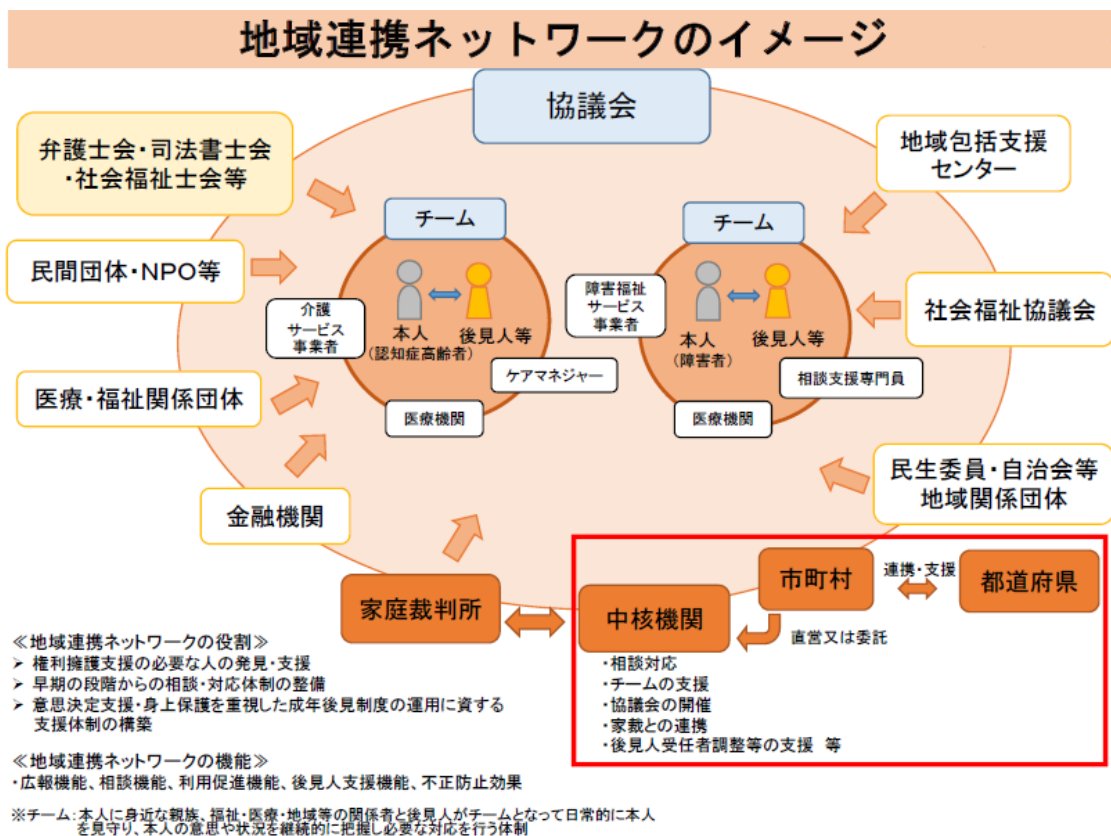
3 成年後見制度利用促進に向けた施策

(1) 権利擁護のための地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

権利擁護の支援を必要とする人を地域で発見し、必要な支援に確実に結びつけていくため、親族や法律、福祉、医療、地域団体等が連携・協力する「地域連携ネットワーク」の体制づくりに取り組みます。

地域連携ネットワークは、「本人を後見人とともに支える『チーム』による対応」と「地域における『協議会』等の体制づくり」の二つの基本的仕組みを有するものとして構築し、これを適切に運営していくための「中核となる機関」の設置が必要となります。この中核となる機関として「三種町成年後見支援センター（仮称）」を設置し、地域連携ネットワークに関係する団体等とのコーディネートや対応強化の推進役としての役割を担わせることとします。

また、地域連携ネットワーク及び中核機関には、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の4つの機能を段階的・計画的に整備するとともに、⑤後見人等の不正防止効果にも配慮していきます。



〈内閣府 成年後見制度利用促進基本計画のポイントより抜粋〉

（２）市民後見人の育成・活動の推進

これから迎える超高齢社会の中において、家庭の扶養能力や地域での助け合い機能が低下し、成年後見制度のニーズは高まっていくと予想されます。そうした場合、将来的に後見人となりうる人材を地域で確保できない可能性があります。

このため、三種町成年後見支援センター（仮称）において、身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人の育成に継続して取り組みます。また、成年後見人として活動していくために必要な知識・スキルの習得を目的とした研修会や事例検討の場などを設け、市民後見人が適切に活動できるよう支援し、活用の推進を図ります。

（３）成年後見制度の利用支援

①町長申立て

判断能力が十分でなく、かつ親族等から支援が受けられない人に対しては、町長が代わって審判の申立てを行うことになります。町長申立ての手続を行うに当たっては、三種町成年後見支援センター（仮称）や地域包括支援センター等の関係機関と情報共有を図り、適切かつ円滑な制度利用につなげていきます。

②費用助成

成年後見制度の利用を必要とする人で、その費用の負担が困難であるものに対し、申立て費用や後見人等に対する報酬の助成を行い、必要なときに制度を利用できるよう支援を行います。

第7章 計画の推進にあたって

1 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、町、社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、住民や各種団体、事業者などの主体的な取り組みが不可欠です。そのため、本計画の考え方や取り組み等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、福祉フォーラム等の開催や地域での会合等の機会も捉えて周知・啓発に努めます。

2 協働による推進体制

（１）町・社会福祉協議会の連携強化

本計画は、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。そのため、町と社会福祉協議会が車の両輪のように連携を図りながら、本計画の推進役と住民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、地域福祉を推進していきます。

（２）関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、地域福祉の担い手である民生児童委員や自治会、福祉施設、医療機関等、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動の拡大を図っていきます。

3 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会において、中間年に地域福祉の進捗状況の評価を行い、本計画の推進につながるよう努めます。また、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを協議します。

1 計画策定の経過

年 月 日	協 議 内 容 等
令和元年 5 月 17 日	第 1 回 策定委員会 1 委員長及び副委員長の選任について 2 地域福祉計画・地域福祉活動計画について 3 今後の策定スケジュールについて
	第 1 回 作業部会（全体会） 1 部会長及び副部会長の選任について 2 今後の進め方について
7 月～9 月	専門職等アンケート
7 月～12 月	福祉・地域団体等ヒアリング
7 月 30 日	第 2 回 作業部会（全体会） 1 第 2 期計画の評価について 2 第 3 期計画の構想について
8 月 9 日	第 2 回 策定委員会 1 第 2 期計画の評価について 2 第 3 期計画の構想について
10 月 24 日	作業部会 基本目標・重点施策等検討会
10 月 28 日	第 3 回 作業部会（全体会） 1 計画の構成について 2 基本理念について 3 基本目標・推進項目の検討について 他
11 月 11 日	第 3 回 策定委員会 1 骨子案について
12 月 11 日	作業部会 重点施策等検討会
令和 2 年 1 月 17 日	第 4 回 作業部会（全体会） 1 計画案について
2 月 3 日	第 4 回 策定委員会 1 計画案について

2 三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 幅広く町民及び関係者の意見や意向を取り入れ、三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 策定委員会は、15名以内の委員で組織し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

（任務）

第3条 策定委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、町長に報告するものとする。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 策定委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（作業部会）

第5条 策定委員会に、計画の策定に関する調査・研究・分析及び計画の素案の作成を行うため、作業部会を設置する。

2 作業部会の部会員は、町長が委嘱する。

3 作業部会に作業部会長1名及び副作業部会長1名置き、作業部会員の互選によりこれを定める。

4 作業部会の会議は、必要に応じ、作業部会長が招集し、作業部会長が座長となる。

5 作業部会には必要に応じ、作業部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、三種町福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成 26 年 7 月 1 日告示第 25 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。

(会議の招集の特例)

2 委員委嘱後の最初の策定委員会は、第4条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (平成 31 年 4 月 26 日告示第 26 号)

この告示は、平成 31 年 5 月 1 日より施行する。

3 策定委員会委員・作業部会員・事務局名簿

委 員 名 簿

(敬称略)

職 名	氏 名	備 考
三種町民生児童委員協議会会長	篠田 健三	委員長
三種町民生児童委員協議会副会長	藤原 優	
三種町民生児童委員協議会副会長	阿部 寛	
社会福祉法人たつの子会理事長	佐々木 孝一	
三種町身体障害者協会会長	袴田 一男	
三種町老人クラブ連合会会長	伊藤 幸夫	
三種町手をつなぐ育成会会長	床田 昭治	
佐藤医院院長	佐藤 家隆	
三種町教育長	鎌田 義人	
三種町校長会会長（琴丘中学校長）	長浜 中	
大日寮施設長	相原 明広	
森岳温泉病院院長	島田 薫	
長信田の森心療クリニック副院長	水野 淳一郎	
三種町ボランティア団体連絡協議会会長	大山 陽子	副委員長
三種町共同募金委員会副会長	佐々木 洋一	

NPO法人 日本地域福祉研究所 理事 日本社会事業大学 准教授	菱沼 幹男	アドバイザー
------------------------------------	-------	--------

作業部会員名簿

職 名	氏 名	備 考
福祉課課長補佐	清水 真	部会長
福祉課子育て支援係係長	加藤 竜子	
福祉課福祉係主席主査（障がい福祉）	高堂 智子	
福祉課福祉係主事（高齢者福祉）	田村 重文	
福祉課介護保険係係長	牧野 和歌子	
福祉課課長補佐（地域包括支援センター）	畠山 るり子	
福祉課地域包括支援センター社会福祉士	檜森 勇斗	
健康推進課保健係主任（保健センター）	田森 菜穂子	
社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉課長	安達 隆	副部会長
社会福祉協議会地域福祉課ソーシャルワーク係長	伊東 邦幸	
社会福祉協議会地域福祉課ソーシャルワーク係	小野 真美	
〃	小松 真理子	
〃	佐藤 武	
〃	吉田 直正	
〃	斎藤 明日夏	
〃	須藤 礼子	
〃	近藤 彩華	
〃	畠山 咲	

事 務 局

職 名	氏 名	備 考
福祉課課長	加賀谷 司	
福祉課課長補佐	清水 真	
社会福祉協議会事務局長	池内 金明	
社会福祉協議会事務局次長	安達 隆	

4 用語解説

●インフォーマルサービス

地域住民やボランティア等が行う制度外の援助サービス

●NPO（エヌピーオー）

非営利団体の略。社会的な活動を行う団体で、営利目的ではなく社会貢献や慈善活動等を行う組織

●オストメイト

人工肛門・人工ぼうこうを使用している人

●クアオルトによる心身の健康づくり

クアオルトは、ドイツ語で「療養地・健康保養地」。そこで治療として行われている「気候性地形療法」を取り入れたウォーキング、温泉等を組み合わせた健康づくり。

●コミュニティソーシャルワーク

生活上の困難を抱える個人・家族を支え、その人たちが暮らす生活環境の整備や住民活動等の支援等を行っていく実践。コミュニティソーシャルワークを主たる業務とする専門職をコミュニティソーシャルワーカーという。

●サロン活動

高齢者や子育て中の人などで支援が必要な人を対象に、地域住民が運営する、地域の居場所づくりの活動

●市民後見人

一般住民による成年後見人として家庭裁判所から選任され、認知症や知的障がい等により判断能力が十分でない人の財産管理、福祉サービスの契約等の生活支援を行う人

●小地域支え合い活動

暮らしの困りごとや高齢者の見守り等、地域の中の課題解決に、住民が主体となって取り組んでいく活動

●生活課題

自立した生活を営む上で支障となっていること、解決すべき課題

●地域包括ケア

高齢になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を最後まで送ることができ

るように介護や医療、福祉サービス等を一体的に提供し、必要な支援を行うこと。

● **D V（ドメスティック・バイオレンス）**

夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

● **ニーズ**

サービスの需要、必要性

● **日常生活自立支援事業**

高齢、障がい等により日常生活の判断能力に不安がある人が、地域で安心して自立生活が営めるように、福祉サービスの利用や生活費の管理等の支援を行うもの

● **認知症カフェ**

認知症の本人や家族、住民等が参加・交流を図り、地域とつながりを持てる場、活動

● **バリアフリー**

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。

● **伴走型支援**

支援を必要としている人や家族に寄り添いながら問題を解決していくこと。

● **避難行動要支援者**

災害発生し、又はそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑な避難のために特に支援を必要とする人

● **福祉課題**

福祉施策により取り組むべき地域の課題、あるいは福祉施策のあり方に関する課題

● **福祉専門職**

福祉サービスの提供において中心的な役割を果たす社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、看護師、保育士等の職にある人

● **福祉避難所**

障がいや難病、妊娠等のため、指定避難所での生活に支障があると認められる人を受け入れるための避難所

● **法人後見**

社会福祉法人や社団法人、N P O等の法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人になること。法人が、本人の財産管理や契約行為等について、適切な支援を行う。

第3期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画

編集・発行 三種町福祉課
〒018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8番地
TEL 0185-85-2190 FAX 0185-85-2178

社会福祉法人 三種町社会福祉協議会
〒018-2303 秋田県山本郡三種町森岳字上台93番地5
TEL 0185-72-4400 FAX 0185-83-3200

